

I 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(案)」関係

- 意見募集期間：令和3年10月30日(土)から同年11月29日(月)まで
- 意見提出数：14件(法人・団体:8件、個人:6件)
- 意見提出者：※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	日本電信電話株式会社
2	株式会社オプテージ
3	西日本電信電話株式会社
4	株式会社NTTドコモ
5	東日本電信電話株式会社
6	楽天モバイル株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社
—	個人(6件)

※ 意見に対する「総務省の考え方」においては、各法人の名称について、日本電信電話株式会社は「NTT 持株」、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は「NTT 東西」、株式会社NTT ドコモは「NTT ドコモ」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「NTT コム」、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は「NTT コムウェア」、楽天モバイル株式会社は「楽天モバイル」と表記しています。

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

■ 総論

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 0-1 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直すことを要望。</p> <p>公正競争検討会議報告書が公表され、NTTドコモがNTT東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT東西とNTTドコモやNTTコムとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握に係る情報については、慎重な取扱いが求められることに留意。</p> <p>法人向けサービスの実態把握にあたっては、様々な通信事業者から広く情報収集するとともに、通信事業者以外の様々なプレイヤーから情報収集し、市場分析することが必要。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、IoT、ビッグデータ、AI等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代にはさらに加速していくことになると考えます。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。</p> <p>そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ また、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していただけることに期待しております。 ○ なお、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）の脚注1（2頁）に記載のとおり、総務省が市場検証のプロセスで収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮を行うこととしております。 ○ 法人向けサービスの実態把握にあたっては、法人向けサービスを提供する電気通信事業者以外の事業者についても留意してまいります。 	無

通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押ししたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTTドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

2. 新たに追加された検証項目への対応について

公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書が公表され、NTTドコモがNTT東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT東西とNTTドコモやNTTコミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、同報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握に係る情報については、それら情報が企業にとってイノベーションの源泉であることを踏まえ、慎重な取扱いが求められることに留意して対応してまいります。

なお、法人向けサービスの実態把握にあたっては、様々な通信事業者から広く情報収集するとともに、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者以外の様々なプレイヤーから情報収集し、市場分析することが必要だと考えます。

【日本電信電話株式会社】

1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、IoT、ビッグデータ、AI等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/afterコロナの時代にはさらに加速していくことになると考えます。

こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが

<p>自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。</p> <p>そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと思います。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと思います。</p> <p>2. 新たに追加された検証項目への対応について</p> <p>公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書が公表され、NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、同報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。</p> <p>なお、法人向けサービスの実態把握にあたっては、様々な通信事業者から広く情報収集するとともに、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者以外の様々なプレイヤーから情報収集し、市場分析することが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 0-2 関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる等、関係事業者等から情報収集し、分析検証するとされたことに賛同。検証に必要な情報については可能な限り提供していく考え。ただし、研究開発に係る情報は、慎重な取扱いが求められることに留意。</p> <p>競争激化等により、MNOの中で当社のみ競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、対等な競争環境とすべきであり、当社だけに事前規制を課すことは不適當。このような市場環境の変化を適切にとらえた上で、分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制を見直すとともに、事業者の取組みを後押しする環境整備を要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押し、社会的課題の解決等を実現していくことが必要と考えます。 また、電気通信市場検証会議での検証強化が必要とされた事項については、当社グループのみならず競争事業者の情報も広く収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外のプレイヤーを含めた市場分析・検証が必要と考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業者からの情報収集に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。 ○ また、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることに期待しております。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> この点、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(案)」において、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる等、関係事業者等から情報収集し、分析検証するとされたことについては賛同致します。 当社としても検証に必要な情報については可能な限り提供していく考えです。ただし、研究開発に係る情報はイノベーションの源泉であり、市場競争のみならず国際競争力にも影響を及ぼし得る情報であることを踏まえ、慎重な取扱いが求められることに留意が必要であると考えております。 加えて、電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を過度に委縮させることのないよう、事前規制は必要最低限としていくべきであると考えます。 また、競争激化等により、MNOの中で当社のみ競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、対等な競争環境とすべきであり、当社だけに事前規制を課すことは適当ではないと考えます。 電気通信市場検証会議においてはこのような市場環境の変化を適切にとらえた上で、分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制を見直すとともに、事業者の取り組みを後押しする環境整備をお願いしたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、基本方針の脚注1(2頁)に記載のとおり、総務省が市場検証のプロセスで収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮を行うこととしております。 ○ 御指摘の点も踏まえながら、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者についての検討を行う前提として、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和3年度)」(以下「年次計画」といいます。)にも記載のとおり、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態についての把握・検証を実施してまいります。 	
---	--	--

■ 1 趣旨

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-1 MNO3社に競争阻害的な行為等に該当する行為がないかについて、引き続きの注視を要望。		
<p>事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みの中で、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保する観点から、貴省において、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」の助言を得て年次でレポートを取りまとめられる本市場検証の取組みは、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映していく上で重要なものであると認識しております。</p> <p>特に移動通信市場については、当社やMVNO各事業者が、MNO3社を利用している方々にとっても選択肢となる携帯電話サービスを展開しているものの、MNO3社のシェア合計が80%以上である状態が継続していることから、MNO3社に競争阻害的な行為等に該当する行為がないかについて、引き続き注視をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 	無

■ 2 市場検証の概要

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1 電気通信事業報告規則に基づく報告や事業者アンケートについて、事業者の負担が必要以上となることがないように十分な配慮が必要。		
<p>電気通信事業報告規則に基づく報告や、本方針に基づき関係事業者等に対して実施されるアンケートについては、事業者の負担が必要以上となることがないように、十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 検証内容の見直しとともに、データの把握の要否を整理した上で、事業者の負担にも配慮しつつ、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」といいます。）に基づく報告事項や事業者アンケートの内容を随時見直していくこととしております。</p>	無
意見 2-2 検証内容と報告事項の随時見直しに賛同。改めて各データが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省への報告項目全般について精査の上、報告項目の速やかな整理・削減を要望。		
<p>検証内容と報告事項の随時見直しに賛同します。</p> <p>先般の改正電気通信事業法の施行及び報告規則の改正に伴い、総務省殿への報告項目は増加しており、事業者の負荷や対応コストが課題となっています。</p> <p>市場・競争環境の変化によって必要性が低下するデータも存在すると考えますが、報告が不要になった項目は近年存在しない認識です。</p> <p>従って、次回以降の報告を機に改めて各データが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省殿への報告項目全般について精査の上、報告項目を速やかに整理（削減）頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 検証内容の見直しとともに、データの把握の要否を整理した上で、事業者の負担にも配慮しつつ、報告規則に基づく報告事項や事業者アンケートの内容を随時見直していくこととしております。</p>	無
<p>意見 2-3 新ドコモグループの再編成は、電気通信事業分野における公正競争等に大きな影響を与える可能性があり、組織再編成そのものが禁止行為規制に抵触するおそれがあるにも関わらず、これまで総務省は明確な判断を行っていない。組織再編成はいったん実行されると後戻りができず競争の回復も困難であり、また、禁止行為規制の遵守状況等などの検証も、これらの判断がなされない限り適切な検証が行えないことから、まず、NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの組織再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明すべき。</p> <p>そのうえで、実際に規制対象となる行為の不当性を判断する前に、総務省は、個々の連携や統合等の行為が、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に例示される電気通信事業法上問題となり得る行為に該当するのかを明確にすべき。それらを明確にしたうえで、個別事案ごとの不当性の判断について、徹底した検証を行う必要。なお、既成事実化により禁止行為規制が機能不全に陥ることのないよう、遅くとも、2022年1月1日に予定されるNTTドコモによるNTTコムとNTTコムウェアの子会社化の前に、総務省は当該判断を示すべき。</p> <p>仮に、これらの検証について、電気通信市場検証会議本体での検証が難しいのであれば、集中的に議論するワーキンググループを設置して議論することも必要。</p>		
<p>今般、新たに策定された「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）（以下、「基本方針（案）」という。）では、その「市場検証の目的等」において、「変化の激しい電気通信事業分野における市場動向を的確に分析するとともに、電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処できるよう電気通信事業者の業務の適正性等を絶えず確認することが重要である」との考えが示されました。</p>	<p>○ 電気通信市場検証会議（以下「市場検証会議」といいます。）の下の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」（以下「検討会議」といいます。）においては、NTTドコモの完全子会社</p>	無

そのため、電気通信事業分野における市場検証として、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」を実施するとしています。

基本方針（案）が公表された直前の本年10月25日には、NTTドコモが、2022年1月1日にNTTコミュニケーションズ（以下、「NTTコム」という。）とNTTコムウェアを子会社化し、2022年度2Q頃に、NTTコム・NTTコムウェアに加えて、NTTぷらら、NTTレゾナント及びドコモ・システムズを含めた機能統合を行うことを発表しました。また、NTTドコモとNTTコムのネットワーク統合や新たな法人事業ブランド「docomo business」をNTTドコモ・NTTコム・NTTコムウェアの3社で統一して用いる等についても発表されたところです。

新ドコモグループは、これらの組織再編成を通じて、法人事業での売上高を2025年度2兆円以上に拡大し、法人事業とスマートライフ事業で、2025年度の収益の過半を創出することを計画しており、NTTドコモの市場支配力も、これまでの電気通信領域から非電気通信領域へと拡大していくことが想定されています。

こうした新ドコモグループの再編成は、電気通信事業分野における公正競争等に大きな影響を与える可能性があることに加えて、NTTドコモグループの組織再編成そのものが、禁止行為規制に抵触するおそれがあるにも関わらず、これまで総務省は明確な判断を行っていません。

一方、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書」（本年10月12日）においては、

- ・NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内の取引に内部化されることにより、禁止行為規制の対象から外れるという懸念に関しては、具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方について、検討を行う必要がある
- ・規制対象事業者において、総務大臣が指定する特定の電気通信事業者（特定関係法人）との間で不当な優先的取扱い等に当たるおそれがある行為が行われていないかどうか、市場検証会議等で個別事案に対応して確認をしていく必要がある

といった指摘がなされており、個別事案をもとに禁止行為規制等に抵触するものがないのかについて詳細に確認する必要があると考えます。

組織の再編成はいったん実行されると後戻りができず競争の回復も困難であり、また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の一環として行われる禁止行為規制の遵守状況等などの検証も、これらの判断がなされない限り適切な検証が行えないことから、年次計画（令和3年度）に基づく検証に入る前に、まず、NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの組織再編成（NTTドコモとNTTコムのネットワーク統合や法人営業の一体化、NTTドコモ、NTTコムとNTTコムウェアとの連携、NTTドコモへのNTTぷらら統合、及び、NTTコムのMVNO・ISP事業等のNTTレゾナントへの移譲など）に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明すべきだと考えます。

そのうえで、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触若しくは潜脱するか否かについての判断が必要になると考えますが、禁止行為規制に抵触若しくは潜脱するものは、総務省は当然に、電気通信事業法第30条第5項に基づき、NTTドコモに対し

化に加え、NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化及びNTTドコモ及びNTTコムの間での連携強化（法人営業の一体化及びネットワークの一体化）を前提として、公正競争の確保に必要な方策等について検討が行われたものと承知しております。

- 検討会議が取りまとめた報告書（以下「検討会議報告書」といいます。）においては、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されています。
- また、検討会議報告書においては、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に関し、「禁止行為規制で規律された特定関係法人との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより、規制の対象外となるという課題がある」ことから、禁止行為規制の規律の内容の在り方について検討する必要があると指摘されております。
- これを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、まずはその詳細を確認し、具体的な個別の連携行為について、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の例示も参照しつつ、必要な検証を行ってまいります。毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しにつ

<p>て、当該行為の停止又は変更を命ずる必要があります。</p> <p>また、実際に規制対象となる行為の不当性を判断する前に、総務省は、個々の連携や統合等の行為が、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に例示される電気通信事業法上問題となり得る行為に該当するのかを明確にすべきと考えます。</p> <p>それらを明確にしたうえで、個別事案ごとの不当性の判断については、競争環境に与える弊害の有無や程度を勘案する必要があるため、「電気通信事業分野における市場動向の分析」「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」双方の項目で、徹底した検証を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、既成事実化により禁止行為規制（事前規制）が機能不全に陥ることのないよう、遅くとも、2022年1月1日に予定されるNTTドコモによるNTTコムとNTTコムウェアの子会社化の前に、総務省は当該判断を示すべきと考えます。</p> <p>また、仮に、これらの検証について、電気通信市場検証会議本体での検証が難しいのであれば、NTTドコモ完全子会社以降のNTTドコモを中心としたNTTグループ再編成による公正競争への影響等に特化して集中的に議論するワーキンググループを設置して、議論することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いて検討を行っていくことになると考えております。</p> <p>○ また、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の規律の在り方についての検討を行う前提として、まずは、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態について、広く把握・検証することとしております。</p> <p>○ 上記のように検討会議報告書を踏まえた検証内容の見直し、強化を行い、市場検証会議において継続的に検証を行っていくこととしております。</p>	
---	---	--

■ 3 電気通信事業分野における市場動向の分析

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1 各検証対象市場について、多角的な指標を設定し、定点的に観測することで市場の動向を的確に分析することに賛同。</p> <p>固定系通信市場においては、提供形態別のFTTHの競争状況等の観点での市場動向の分析を要望。</p> <p>今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争により着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各検証対象市場について、多角的な指標を設定し、定点的に観測することで市場の動向を的確に分析することに賛同いたします。 ・ なお、これまで固定系通信市場においては、自己設置事業者と多数の接続事業者や卸事業者との間で競争が進展し、低廉な料金、多様なサービスが創造され、利用者利便も向上してきたと考えております。このため、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）のFTTHの競争状況等といった観点でも市場動向を分析いただくことを要望いたします。 ・ また、移動系通信市場においては、MNO各社からより低廉な新料金プランの提供が開始され、至近のMVNOの契約数は減少に転じている等、MNOグループの寡占化が現実的なものとなりつつあります。この点、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくためには引き続きMVNOが市場における競争の軸として機能することが重要であり、今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御要望いただいた点も踏まえつつ、市場動向の分析を実施してまいります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 	無

<p>より着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 3-2 法人向けサービスを前広に把握し、競争状況を分析することに賛同。 NTTコムとNTTコムウェアをNTTドコモの完全子会社とし法人分野を強化していくことに関して、市場動向の変化を注視し、公正な競争環境に問題が生じるおそれが確認された場合は、速やかに適切な措置を講じることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来検証対象とされていた法人向け WAN サービス市場に加えて、法人向けサービスを前広に把握し、競争状況を分析することは今後拡大が期待される法人向けサービスの公正な競争環境の確保に資することから賛同いたします。 ・ なお NTT 持株会社より NTT ドコモの完全子会社化に伴い、今後新制ドコモグループとして、NTT コミュニケーションズと NTT コムウェアを NTT ドコモの完全子会社化とし、法人分野を強化していくと表明されています(2020年12月25日：公正競争確保の在り方に関する検討会議第2回事業者ヒアリング)。この点、法人ネットワーク市場においても大きな変化が生じる可能性もあると想定されますので、総務省殿においては、市場動向の変化に注視いただき、公正な競争環境に問題が生じるおそれが確認された場合は、速やかに適切な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検討会議報告書において、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されていることを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、必要な検証を行ってまいります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 	<p>無</p>
<p>意見 3-3 MNPの利用数の推移については、各年の増減の背景をも評価・検証できるようにする必要。</p>		
<p>「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」が改正され、手数料の原則無料化(ウェブ手続は無料、店舗での手数料上限は1,000円)、ウェブ受付手続の24時間化、過度な引き止め行為の禁止等が定められたことは、スイッチングコストの低減をもたらし、モバイル市場における公正な競争環境の整備に資するものであったと考えます。</p> <p>一方、同ガイドラインの改正を含むMNP関連施策の効果や影響などにつき継続的に評価・検証を行うためには、MNPの利用数の掲載のみならず、MNPの利用数増減要因等の調査・分析が行われるべきであることから、事業者のサービス間の代替性に関する指標のうち、携帯電話向け通信サービス市場におけるMNPの利用数の推移については、各年の増減の背景をも評価・検証できるようにする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 3-4 法人向けサービス全般の実態把握を行うことに賛同。</p>		
<p>これまで法人向けサービス全般についての実態把握は十分にはなされていなかったところ、IoT向け通信サービスを始めとして、今後様々な法人向けサービスの登場及びその拡大が見込まれることから、法人向けサービスをめぐる市場における競争状況等を検証するためにも、法人向けサービス全般の実態把握を行うことに賛同いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>

【楽天モバイル株式会社】		
意見 3-5 研究開発競争の状況の把握に当たり、電気通信事業者が行うものに限らず、電気通信事業分野に係る研究開発競争を広く把握の対象とすべき。		
<p>グローバルな視点から研究開発競争を促進するための検討の前提として、研究開発競争の状況の把握を行うことに賛同いたします。また、年次計画案において「電気通信事業者以外が提供するサービスと電気通信事業者が提供するサービスとの間で代替的な関係が存在するか否か（略）について考慮する」（P4）とあることから、研究開発競争の状況の把握にあたっては、電気通信事業者が行うものに限らず、電気通信事業分野に係る研究開発競争を広く把握の対象とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御指摘いただいた点も踏まえつつ、研究開発競争の状況の把握を実施してまいります。 	無
意見 3-6 電気通信市場検証会議において、電気通信市場のネットワークを巡る環境についての変化による公正競争への影響等の分析を行う必要。したがって、基本方針案について、追記・修正を要望。		
<p>電気通信市場のネットワークを巡る環境については、IOWN 構想等の将来的な構成に関する検討のほか、株式会社 NTT ドコモ（以下、NTT ドコモ）殿がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、NTT コム）殿を完全子会社とし、両社のネットワークの統合・ビル・電力・伝送路・インフラ設備の統合が発表される（ドコモグループ中期戦略会見（2021年10月25日））等の変化が起きている状況です。</p> <p>このような中、公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書 P.53 において「ネットワークを巡る環境変化に常に注視しつつ、実態が先行して公正競争確保のための制度整備が困難にならないように、各課題等についてそれぞれ検討を行っていくとともに、別途、ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける必要がある」と示されていることから、電気通信市場検証会議において、上記の変化による公正競争への影響等の分析を行う必要があるものと考えます。</p> <p>従って、本基本方針改定案の「3 電気通信事業分野における市場動向の分析（1）分析の概要」について、以下の通り追記・修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 （前略）～そのための検討の前提として、研究開発競争の状況の把握を行う。 また、NTT グループが研究開発している次世代ネットワーク IOWN について、公正競争環境確保に必要な新たな接続ルール等を検討すべく、その実態・仕様・開発状況の把握を行う。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発競争の状況の把握の一環として、NTTグループが研究開発中である IOWN に関しても、その概要や開発状況等の把握を行う方針です。 ○ なお、基本方針中、御指摘の部分は、市場動向の分析として研究開発競争の状況の把握を行うこととした趣旨を記載した部分であり、研究開発競争の状況の把握のために行う具体的事項を記載する部分ではございません。 	無
意見 3-7 研究開発競争の状況把握において、NTT 持株のみを対象とすると実態を見誤るおそれがあることから、NTT グループとしての研究開発に係る連携・開発状況も把握すべき。したがって、基本方針案の修正を要望。		
<p>「ドコモグループ中期戦略会見（2021年10月25日）」において、日本電信電話株式会社（以下、NTT 持株）殿の「IOWN イノベーションセンター」と NTT ドコモ殿の「6G/IOWN 推進部」が連携し研究開発を進め、実用化分野では NTT ドコモ殿が主導する旨の発表がありました。このような中、研究開発競争の状況把握を目的として検証範囲を NTT 持株殿のみを対象とすると実態を見誤るおそれがあることから、NTT グループとしての研究開発に係る連携・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見の趣旨を踏まえ、年次計画 中、「2（3）研究開発競争の状況の把握の方針」の2段落目（4頁）について、以下の修正を行いました。 	有

<p>開発状況も把握すべきと考えます。 従って、以下の通り修正すべきと考えます。 【修正案】 (前略)～電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務のある日本電信電話株式会社(以下「NTT 持株」という。)とそのグループ企業のほか～(後略) 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「また、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて、<u>NTTグループを始めとする主要な電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、</u>」</p>	
<p>意見3-8 FTTH 市場について、サービス卸に着目した指標も観測することに賛同。</p>		
<p>FTTH 市場について「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)による FTTH サービスの卸サービス(以下「サービス卸」という。)に着目した指標も観測する。」ことに賛同いたします。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-9 法人向けのサービスについては、ソリューション提供や通信以外の多様な商材と組み合わせた提供が過半であり、市場画定の範囲や分析を行う際に、単純な契約数や回線数にのみ基づくと、実態を見誤る可能性。 したがって、法人市場の市場画定や市場把握を行う前提として、法人市場の評価に有効な視点等の検討と、レイヤを越えた市場支配力の発現の監視にも機能する検証方法の検討が必要である旨を基本方針案に明記すべき。</p>		
<p>法人向けのサービスについては、ソリューション提供や通信以外の多様な商材と組み合わせた提供が過半であることから、サービスの競争力・支配力の向上のためには、通信レイヤに限らずプラットフォームレイヤ・アプリケーションレイヤなどの各レイヤで競争力や市場支配力等の強みを有することが重要であり、市場画定の範囲や分析を行う際には、単純な契約数や回線数にのみ基づく市場把握では実態を見誤る可能性があると考えます。 この点を踏まえ「公正競争確保の在り方検討会報告書に対する意見募集 考え方」においても修文が施された(※)上で、「具体的な検証項目や検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当」と総務省殿から示されている認識です。 従って、法人市場の市場画定や市場把握を行う前提として、法人市場の評価に有効な視点や各レイヤの競争力や市場支配力等も勘案した評価方法の検討とレイヤを越えた市場支配力の発現の監視にも機能する検証方法の検討が必要である旨、本文中に明記すべきであり、以下の通り修文すべきと考えます。 【修文案】 法人向けサービスの実態把握の前提として、<u>法人向けのサービスがソリューション提供等の通信以外の多様な商材と組み合わせた提供が過半である事を踏まえ、通信・通信以外・電気通信事業者以外の各レイヤにおける競争力・市場支配力等を正確に捉える法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するとともに、レイヤを横断した市場支配力や市場状況を踏まえた競争の状況等を分析する際の観点や留意点を検討する。(中略)</u> <u>その上で、法人向けサービスの実態把握に当たっては、(後略)</u></p>	<p>○ 御意見の趣旨も踏まえ、基本方針中、「3(3)法人向けサービスの実態把握」の3段落目(6頁)について、以下の修正を行いました。 「法人向けサービスの実態把握に当たっては、<u>試行的に設定した市場画定の範囲や分析の際の観点・留意点を前提として、分析に必要なデータ等を精査し、報告規則に基づく報告内容のほか、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる等を活用することにより、分析に必要なデータ等を得ることとする。</u>」 ○ また、年次計画中、「2(2)法人向けサービスの実態把握の方針」の1段落目(3頁)について、以下の修正を行いました。 「(略)法人向けサービスの区分を整</p>	<p>有</p>

<p>(※参考 公正競争確保の在り方検討会報告書に対する意見募集 考え方 弊社意見による 修文箇所引用) 関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度のデータが取得 できるかを把握し、検証の観点等について検討した上で、各レイヤにおける電気通信事業者 以外が提供する法人向けサービスとの関係や電気通信事業者以外の市場支配力等も検討し つつ、(略)</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>理・検討し、市場分析に必要なデータ <u>等について検討する。併せてその上で、</u> 各事業者が提供している法人向けサー ビスについて、(略)」</p>	
<p>意見 3-10 通信モジュール市場における競争状況を的確に把握するには、単に「通信モジュール」の市場シェアを分析するだけでは不十分であり、留意 点も踏まえたうえで、定量的な分析だけではなく、通信プレイヤー以外の事業者へのアンケートやヒアリング等の定性的な分析が必要。</p>		
<p>今回、移動系通信市場の部分市場として、携帯電話向け通信サービス市場及び通信モジュ ール市場をそれぞれ画定した上で、小売市場及び卸売市場の双方を検証対象市場とする方針 が示されました。</p> <p>通信料金・データ容量・端末(デザイン・操作性)等を訴求するいわゆるハンドセット向 けの市場と異なり、通信モジュール市場における競争状況を的確に把握するには、単に「通 信モジュール」の市場シェアを分析するだけでは不十分であり、以下のような留意点も踏ま えたうえで、定量的な分析だけではなく、通信プレイヤー以外の事業者へのアンケートやヒ アリング等の定性的な分析が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5G/IoT の本格的到来に向けて、一時点におけるシェアの大小だけでなく、シェアの変動 の大きさやシェアの増減の傾向にも着目する必要がある。 ・自動車や農業等の産業側の発展・衰退やイノベーションの状況によりシェアが変動する 部分と、純粋な通信部分での品質競争や価格競争でのシェアが変動する部分がある。 ・通信回線に求められる性質やIoT 機器/サービスにおける通信の比重の差異に留意する必 要がある(お客様のニーズにより、さまざまなデバイスやレイヤの異なるサー ビスを組み合わせる必要があり、その中において通信はトータルソリューションの中の1 要 素に過ぎない)。 ・信頼性・低遅延・堅牢性が求められる「ミッションクリティカル IoT」(例:遠隔医療や 自動運転等)と大量のデバイスが必要となる「マッシュ IoT」(例:センサー、スマート メーター等)が存在し、回線数の重みが異なる。 ・各IoT 機器/サービスにおけるビジネスモデルの形態(小売か卸売かはビジネスモデルに 依存)や、通信レイヤ以外の事業者における地位などにも着目する必要がある。 <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせて いただきます。</p> <p>○ 御指摘の点については、令和2年 度の年次レポートにおいても留意す べき点としていた事項であり、令和 3年度以降の検証においても、引き 続き留意すべき点であると考えま す。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-11 FTTH市場の分析については、MNOという一括りの見方で捉えるのではなく、NTTドコモ単独の動きに着目した上で、固定系通信市場と移動系通 信市場との関係について把握・分析する必要。</p>		
<p>「電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポート(案)」に対する意見募 集の弊社意見でも述べたとおり、FTTH 市場をMNO 個社単位で見た場合、弊社は前期比▲0.1 ポイント、前年同期比▲0.3 ポイントと低下傾向にあり、市場シェアで見ても、第1位、第 2位のNTTドコモ20.1%、ソフトバンク11.2%と比べ、KDDIは3.2%(第5位)となっており</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせて いただきます。</p> <p>○ MNO各社においては、それぞれFTTH サービスの提供に係る状況等が異な</p>	<p>無</p>

<p>ます。</p> <p>したがって、FTTH 市場の分析については、MNO という一括りの見方で捉えるのではなく、ボトルネック設備を保有する卸元の NTT 東・西のグループ会社であり、短期間のうちに市場シェアトップとなった NTT ドコモ（ドコモ光）単独の動きに着目した上で、以下の観点から、固定系通信市場と移動系通信市場との関係について把握・分析する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競合他社である KDDI、ソフトバンクは、約 20 年前から FTTH 市場に参入している一方、NTT ドコモは、2015 年 3 月に「ドコモ光」を開始してから、わずか 4 年後に NTT 東・西各社を抜き FTTH 市場でトップシェアになっていること。 ・NTT 東・西のサービス卸を通じて、NTT 東・西の「フレッツ光」の顧客基盤の多くが「ドコモ光」に移行し、NTT ドコモの顧客基盤に置き換わっていること。それに伴い、FTTH サービス市場における NTT 東・西の市場支配力が NTT ドコモに移転している可能性があること。 ・上記により、NTT ドコモは、移動体通信市場・固定系通信市場の両市場で市場支配力を有する事業者となっている可能性があること。 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>っていることから、MNOとして一括りで市場分析することは適切ではなく、丁寧な市場分析を行った上で、固定系通信市場と移動系通信市場との関係についての把握・分析を実施する必要があると考えます。</p>	
<p>意見 3-12 NTT 持株及び NTT ドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの又はそのおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべき。禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるもので「法人向けサービス」に関わるものについては、令和 3 年度検証から、法人向けサービスの実態把握に係る競争状況の分析等を行い、徹底した検証を行うべき。</p> <p>加えて、新ドコモグループの再編成に伴う法人事業の強化に関連する分析として、NTT ドコモの法人携帯の契約数の推移の分析及びローカル 5 G 事業に係る NTT ドコモと NTT コム・NTT コムウェアの連携状況や NTT ドコモとローカル 5 G 事業者との連携状況等の確認が必要。</p> <p>また、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するにあたっては、法人サービスを利用する立場からみた市場状況、当該市場における優位性やサービス選定理由等を把握するために、当該法人サービスの利用者に対しても、ヒアリングやアンケート等を実施すべき。</p>		
<p>前述のとおり、年次計画（令和 3 年度）に基づく検証に入る前に、まず、NTT 持株及び NTT ドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの、又は、抵触・潜脱するおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべきと考えます。</p> <p>禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるもので「法人向けサービス」に関わるものについては、令和 3 年度検証から、法人向けサービスの実態把握に係る競争状況の分析等を行い、徹底した検証を行うべきと考えます。</p> <p>加えて、新ドコモグループの再編成に伴う法人事業の強化に関連する分析として、NTT ドコモの法人携帯の契約数の推移の分析、及び、ローカル 5 G 事業に係る NTT ドコモと NTT コム・NTT コムウェアの連携状況や NTT ドコモとローカル 5 G 事業者との連携状況等の確認が必要であると考えます。</p> <p>また、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するにあたっては、法人サービスを利用する立場（サービスを利用する企業等）からみた市場状況、当該市場における優位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見 2-3 への回答のとおり、今年度以降、NTT ドコモ及び NTT コムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、まずはその詳細を確認し、具体的な個別の連携行為について、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の例示も参照しつつ、必要な検証を行ってまいります。 ○ また、ローカル 5 G 事業に関しては、NTT 東西、NTT ドコモ及び NTT コムの間での連携状況等につき、確認を行うこととしております。 ○ なお、法人向けサービスをめぐる 	<p>無</p>

<p>性やサービス選定理由等を把握するために、当該法人サービスを提供する電気通信事業者だけでなく、当該法人サービスの利用者に対しても、ヒアリングやアンケート等を実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>市場画定の在り方の検討に当たっては、電気通信事業者だけでなく、その利用者である法人における認識も確認する必要があると考えており、今年度以降、市場画定の在り方の検討を深めていく際に、法人向けサービスの利用者である法人に対するアンケート等を実施していくことになると考えます。</p>	
<p>意見 3-13 総務省は、NTT持株に対して次世代ネットワークのIOWN等の情報開示を適宜行わせるとともに、競争事業者との公平、透明かつ適正な接続が確保できる仕様となっているか継続的に状況を確認・把握することが必要。</p>		
<p>NTT 持株・NTT ドコモの研究開発機能の一体的運営により、NTT 東・西と NTT ドコモ・NTT コムとの間でネットワーク設備等の NTT 仕様による統一が行われ、競争事業者との接続条件に非同等性が生じるおそれがあることから、総務省は、NTT 持株に対して次世代ネットワークの IOWN 等の情報開示を適宜行わせるとともに、競争事業者との公平、透明かつ適正な接続が確保できる仕様となっているか継続的に状況を確認・把握することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発競争の状況の把握の一環として、NTTグループが研究開発中である IOWN に関しても、その概要や開発状況等の把握を行う方針です。 ○ なお、令和 3 年 10 月 29 日付けの「日本電信電話株式会社及び NTT グループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」において、NTT 持株に対し、「今後、IOWN など次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となるように取り組むこと」を要請しております。 	<p>無</p>

■ 4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4-1 事業者の名称に関する意見。		

<p>「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」 7 ページ</p> <p>「電気通信市場における公正有効競争の実現、NTT の巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、NTT の経営の向上を図る等の観点から、各種事業分離時や NTT 再編成時においては、その都度、公正競争条件が公表されてきた。」</p> <p>こう書いてあるが「NTT ドコモ」という名前が「NTT どこでも繋がる」をイメージさせるので、それだけで有利である。</p> <p>仮に「au」が「アクセルウルtrasピード」に名前変更をしても問題はないのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 事業者におけるブランドの使用に関しては、今後、必要に応じて、公正競争の観点から問題が生じていないかどうか、競争事業者の状況も含め、注視していくこととします。</p>	<p>無</p>
<p>意見 4-2 禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じることを要望。</p>		
<p>・ 市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇が行われた場合は、競争環境に大きな影響を与える蓋然性が極めて高いことから、禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同いたします。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。</p>	<p>無</p>
<p>意見 4-3 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同。公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視するとともに、問題となるような行為を把握した場合には、早急に適切な措置を講じることを要望。</p>		
<p>・ NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同いたします。</p> <p>・ なお、MNO コラボ事業者が移動通信によって得た原資を固定通信事業へ補填することも想定されますので、公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視いただくとともに、問題となるような行為を把握された場合には、早急に適切な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。</p>	<p>無</p>
<p>意見 4-4 NTTドコモの完全子会社化や、今後予定されているNTTコムへの移管等による公正競争環境等への影響注視が必要であり、引き続き、NTTグループ会社における公正競争条件の遵守状況の継続的な確認に賛同。</p>		
<p>・ これまでNTTグループの各種事業分離や再編成においては、その都度公正競争条件が公表され、累次の制度整備がなされてきました。現時点においてもNTT東西の固定系通信分野における市場支配力、及びNTTドコモの移動系通信分野における市場支配力は、依然として高いものであると考えております。この点、昨年行われたNTTドコモの完全子会社化や、今後予定されているNTTコミュニケーションズのNTTドコモへの移管等による公正競争環境等への影響注視が必要であり、引き続きNTTグループ会社における公正</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検討会議報告書の内容も踏まえ、市場検証会議における検証を強化した上で、NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関する検証を行うこととしております。</p>	<p>無</p>

<p>競争条件の遵守状況を継続的に確認することに賛同いたします。 【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 4-5 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について、NTT東西以外の主要なFTTH事業者に対するアンケート等の実施を含めた確認を行うことに賛同。</p>		
<p>適切なサービス卸料金を含めた条件設定について、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年 9 月改定)に基づき、同ガイドラインを踏まえた対応状況等について、NTT 東西以外の主要な FTTH 事業者に対するアンケート等の実施を含めた確認を行うことに賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 4-6 公正競争条件の遵守状況について継続的に確認を行うことに賛同。また、NTTドコモの上場廃止に伴いNTTグループ内でファイアーウォールが形骸化していないかの検証を引き続き実施していく必要。</p>		
<p>公正競争条件が NTT グループ各社において遵守されるよう、その遵守状況について、継続的に確認を行うことに賛同いたします。また NTT ドコモの上場廃止に伴い NTT グループ内でファイアーウォールが形骸化していないか、検証を引き続き実施していくことが必要であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御指摘いただいた点も踏まえつつ、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を実施してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 4-7 今後計画されているNTTドコモとNTTコム機能統合について、その実行前に十分な議論とともに必要な規律・条件の検討等が行われるべき。</p>		
<p>2020 年 12 月に実施された NTT 持株殿による NTT ドコモ殿の完全子会社化や、2022 年 1 月に予定されている NTT ドコモ殿による NTT コム殿の完全子会社化等、禁止行為規制の対象である市場支配的事業者に関する組織再編・統合が、公正競争に与える影響の検証・議論に先行し進み、既成事実化する状況が続いています。 NTT ドコモ殿の完全子会社化においては、TOB 終了後に開始された公正競争検討会議での議論の結果として NTT ドコモ殿の特定関係事業者の指定という追加措置が取られましたが、本来は組織再編に先立ち議論・必要な措置がなされるべきであり、今後計画されている NTT ドコモ殿と NTT コム殿の機能統合についても、2022 年度第 2 四半期の実行前に十分な議論とともに必要な規律・条件の検討等が行われるべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 検討会議においては、NTTドコモの完全子会社化に加え、NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化及びNTTドコモ及びNTTコムの間での連携強化（法人営業の一体化及びネットワークの一体化）を前提として、公正競争の確保に必要な方策等について検討が行われたものと承知しております。 ○ 検討会議報告書においては、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されています。 ○ これを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、必要な検証を行ってまいります。</p>	<p>無</p>

	<p>○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。</p>	
<p>意見 4-8 電気通信事業者の業務の適正性等の確認については、以下の観点からの確認・検証も必要。</p>		
<p>電気通信事業者の業務の適正性等の確認については、新ドコモグループの再編成や本年10月29日付けの「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」（以下、「総務省要請」という。）で、総務省がNTT持株に対し、電気通信事業法等に基づく規律及び累次の公正競争条件を遵守することを要請したことを踏まえ、以下①～⑤の観点からの確認・検証も必要だと考えます。</p> <p>① <u>局舎スペースの利用に関する検証</u></p> <p>今後、NTTドコモとNTTコムのネットワーク統合やPSTNマイグレーション等により、NTT東・西局舎のコロケーションスペースや電力に空きが出るのが想定されますが、空きが出るという情報が事前にNTTグループ内で共有され、義務的コロケーションの正式な情報開示手続きの前にNTTグループに対してのみ一般コロケーション等で優先的に利用させることや、情報開示と同時に接続申込を行うなどの方法で潜脱的にNTTグループを優遇する懸念があるため、NTTグループと他の電気通信事業者が公平に取り扱われているかどうか、検証する必要がありますと考えます。</p> <p>具体的には、ネットワーク統合等で空いたスペース（ラック数）の状況、当該スペースの利用事業者の状況、空きスペース情報開示から接続申込までの期間の検証等が考えられます。</p> <p>NTT東・西が提供する義務的コロケーションスペースは、NTT東・西の局舎以外に、NTTコムが所有する局舎にも存在しておりますが、今後、NTTドコモとNTTコムのネットワーク統合により、NTTコム局舎の廃局やNTTドコモへの譲渡が行われる可能性があります。</p> <p>当該NTTコムの局舎が廃局となる場合、NTT東・西の義務的コロケーションスペースも提供終了となりますが、義務的コロケーションの提供終了は、提供終了前の需要及び将来需要に見合った対策（周辺のNTT東・西局舎での代替等）とセットで行われる必要があると考えます。また、当該NTTコムの局舎がNTTドコモに譲渡された場合、引き続き、NTTドコモ局舎で義務的コロケーションが提供される必要があると考えます。</p> <p>NTT東・西局舎の廃局含め、義務的コロケーションの提供終了については、他の電気通信事業者の事業運営に及ぼす影響が大きいことから、義務的コロケーションの提供終了件数、提供終了理由及びその後の対応状況の確認・検証を行うことが必要です。特に、周辺のNTT東・西局舎での代替の際に、NTTグループにのみ事前にコロケーションスペースを確保する等、不当な優先的取扱いが行われていないか徹底して検証を行う必要があると考えます。</p>	<p>○ 御意見の①について、御指摘の点も踏まえながら、NTTドコモ及びNTTコムの間でのネットワークの一体化等に関し、必要な検証を行ってまいります。なお、局舎スペースの検証に関しては、今後、必要に応じて、検証の対象を拡大していくことになると考えます。</p> <p>○ 御意見の②について、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>○ 御意見の③及び④について、「NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された日」は、NTTドコモによるNTTコムの子会社化の実施日ではなく、NTTコムのネットワークのNTTドコモへの移管の実施日（複数回に分けて移管する場合には、その初回の実施日）と考えております。</p> <p>○ 御意見の⑤について、基本方針の別表8にも記載のとおり、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認の一環として、NTTグループにおける共同調達に関し、市場検証会議において、継続的に検証を行っていくこととしております。</p>	<p>無</p>

総務省要請で局舎スペースの利用に関する検証に必要なデータとして、スペース又は電力について、Dランクが一定期間（前年9月末日時点で、3年以上）継続しているNTT東・西局舎及び直近1年間（前年10月から当年9月）にCランクからDランクとなったNTT東・西局舎に関するデータの提出が求められておりますが、残りリソースの少ないCランク等についてもNTT東・西による不当に優先的な取り扱い等が行われるおそれがあることから、スペースや電力のリソースがDランク（空きなし）となっているビルのみならず、順次、検証の対象をCランク等に拡大していくべきと考えます。

なお、これらのサンプリングによる実態調査により不適切な事例を把握した場合は、是正措置を講じるとともに、他の局舎でも同様に不適切な行為が行われていないか徹底した全件調査を実施する必要があると考えます。

② NTT東・西における各種手続についてのリードタイム検証

NTT東・西における各種手続に要する日数について、他の電気通信事業者に比してNTTグループの手続きに要する日数が短い等、不当な優先的取扱いの有無を検証するためには、当該日数の平均日数に加え、当該日数の分布まで把握した上で、検証を行う必要があると考えます。

③ NTT東・西におけるネットワーク調達取引の検証

総務省要請で、調達取引の検証に必要なデータとして、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された日以降の期間における県間伝送路設備の調達に係るデータの提出が求められていますが、新規の調達に係るデータのみならず、既存の県間伝送路の移行状況等も含めて（譲渡に伴う再調達の有無等の確認も含めて）取引状況の継続的な確認が必要と考えます。

また、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された日がいつ時点を指すのか不明確であるため、移管された日を起点とするのではなく、NTTドコモによるNTTコムの子会社化時点を起点として明確化すべきと考えます。

④ 累次の公正競争条件の遵守

総務省要請において、「NTT東西とNTTコムとの間の累次の公正競争条件について、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTT東西とNTTドコモとの間においても遵守される必要がある」とされていますが、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された日がいつ時点を指すのか不明確であり、いつからNTT東・西とNTTコム間の公正競争条件が、NTT東・西とNTTドコモの間においても遵守されるのかが曖昧になることから、移管された日を起点とするのではなく、NTTドコモによるNTTコムの子会社化時点を起点として明確化すべきと考えます。

⑤ 共同資材調達の扱い

<p>総務省要請で「共同調達を実施する際には、『日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針』（令和2年8月総務省策定）にのっとり対応すること」とありますが、電気通信市場検証会議において、当該共同調達指針で求められる措置を講じているか等、継続的に公正競争に与える影響を検証し、必要な対応を講じていくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 4-9 NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの又はそのおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべき。禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるものについては、令和3年度検証から徹底した検証を行うべき。</p>		
<p>前述のとおり、年次計画（令和3年度）に基づく検証に入る前に、まず、NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの、又は、抵触・潜脱するおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべきと考えます。</p> <p>禁止行為規制に抵触・潜脱するものは、総務省は当然に、電気通信事業法第30条第5項に基づき、NTTドコモに対して、当該行為の停止又は変更を命ずる必要があります。また、禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるものについては、令和3年度検証から「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の項目でも、徹底した検証を行うべきと考えます。</p> <p>特に、以下に例示する行為については、禁止行為規制で禁止される「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」※に該当、又は、禁止行為規制を潜脱する行為であると考えます。</p> <p>※出典：「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（公正取引委員会・総務省 令和2年12月18日）</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモとNTTコムの法人営業の一体化や統一法人事業ブランド「docomo business」による一体的な営業による排他的な業務。 ・NTTコムのネットワークをNTTドコモに移管・一体化させることにより、従来のNTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内での取引に内部化されるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制からNTTコムが外れる問題。 ・NTTぷららをNTTドコモに統合することにより、従来のNTTぷららとの間の取引がNTTドコモ社内での取引に内部化されるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制からNTTぷららが外れる問題。 <p>また、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化によって、NTT東・西とNTTドコモの資本的関係が強化されたことに伴い、NTT東・西の禁止行為規制・特定関係事業者制度に関する遵守状況やサービス卸に関する対応状況について、禁止行為規制・特定関係事業者制度に抵触するおそれのある行為や「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に抵触するおそれのある行為の把握も含め</p>	<p>○ 意見2-3への回答のとおり、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、まずはその詳細を確認し、具体的な個別の連携行為について、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の例示も参照しつつ、必要な検証を行ってまいります。</p>	<p>無</p>

て、今まで以上に検証を徹底すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

意見 4-10 市場支配的電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認事項に関して、実効的な検証を行うべく、添付資料に示すような内容で行うべき。

市場支配的電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況や、NTT グループに対する公正競争条件、サービス卸ガイドラインに関する確認事項に関しては、実効的な検証を行うべく、添付資料に示すような内容にて行われるべきと考えます。

【別表5】 (1)一種指定設備に係る市場支配的事業者
①接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
人的流動による情報流出のおそれ		
NTTグループ内の人事交流	NTTグループ※内人事異動・交流 の役職別・形態別の人数・期間 (役員兼任・異動、その他担当の兼務・出向等) ※NTT持株殿、NTT東西殿、NTTコム殿、NTTコムソリューションズ殿、NTTデータ殿、NTTコムウェア殿	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報の目的外利用が禁止されていても、NTTグループ内の人事異動・交流により人に紐付き情報の流通がなされるおそれがあり、NTTコム殿の完全子会社化等により上記の懸念はより高まる ■ 上記は、役員によるもののみならず、一般社員でも起こり得ることから、役職を問わず検証が必要
情報流用防止措置が十分でないおそれ		
情報アクセス遮断の実運用での機能状況	ファイアウォールの状況 (リモートワーク下での対応等) システム利用権限の付与の考え方 (管理者、役職、部署、人数等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTグループの一体化傾向に伴い、情報の流通懸念が高まることに加えて、昨今のリモートワーク推進に伴う当該措置の機能状況について検証が必要

また、別表5の各項目の確認方法については
「検証プロセス」「何をもって判断したのかの根拠」等を明確にする旨明記すべき

例) 直属上長の確認内容、監査部門が問題ないと判断した根拠、
不当な差別的取扱い等を行っていると思われる契約は確認できないと判断した根拠 等

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

○ 基本方針の別表5から別表8までの確認項目等に関していただいた御意見や、追加の確認項目としていただいた御意見も踏まえつつ、今年度以降、電気通信事業者の業務の適正性等の確認を継続的に実施してまいります。

無

【別表6】 (1)二種指定設備に係る市場支配的事業者
①接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
コムのドコモ子会社化による、接続関連情報流出の恐れ		
NTTコム殿のNTTドコモ殿子会社化に伴い、両社間のファイアウォール機能の有効性の確認	NTTドコモ殿-NTTコム殿間の ・接続関連情報の流通の有無 ・接続関連情報セキュリティの管理体制 ・接続関連情報セキュリティに関する内部監査の方策 ・システム利用権限の付与の考え方 ・人材交流、出向の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTドコモ殿は全ての会社に、接続情報の目的外利用担保しなければならぬが、子会社化となったNTTコム殿はとりわけ距離が近くなるため、その他禁止行為規制遵守状況と別個に検証すべき ■ 事実上の特定関係事業者制度に代わる検証にすることが目的
NTTグループのネットワーク・機能統合による、新たなボトルネック発現の恐れ		
新たなボトルネックの有無 (NTTドコモ殿やNTTコム殿におけるボトルネック性の検証)	NTTグループ各社のネットワーク連携を利用した一体的サービス・サービスに用いられる機能の検証 (アンパンドル状況・設備状況に伴う調達内容) NTTドコモ殿とNTTコム殿の ネットワーク調達状況・機能開放状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTグループ内の機能最適化により、NTTグループ各社のネットワーク一体化による強大なネットワークの出現が想定され、NTT東西殿以外における新たなボトルネックの発生を懸念
NTTドコモ殿とNTTコム殿のネットワーク連携	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモ殿とNTTコム殿のネットワーク連携に向けた動き ・(記者会見でのネットワーク統合の意図を踏まえると) 具体的な移管する設備・機能・ネットワークの名称と、旧NTTドコモ殿と旧NTTコム殿の接続点の扱い(接続条件等)の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両社間でのネットワーク統合・連携は、禁止行為規制対象となりうる認識であり、禁止行為に抵触しない具体的な方策の検証が必要
NTTドコモ殿・NTTコム殿の機能再編状況 (NTTコム殿の事業の NTTドコモ殿への移管状況等)	NTTコム殿・NTTドコモ殿間の事業譲渡等、機能再編に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTコム殿の主要事業のNTTドコモ殿への移管等でNTTコム殿の存在が形式的なものとなった場合、NTT東西殿⇄NTTコム殿間の特定関係事業者制度による規制が形骸化する懸念 (⇒NTTドコモ殿の特定関係事業者指定で解消)、禁止行為規制が形骸化する懸念

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表6】 (1)二種指定設備に係る市場支配的事業者
② 特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
特定関係法人の子会社化・統合による、禁止行為規制の潜脱・形骸化の恐れ		
間接取引の適正性 (原価割れでの卸提供による 禁止行為規制の潜脱有無)	NTTグループ内での商材ごとの卸状況・原価内容・顧客単価・収益率・営業費等の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ■ 例えば、NTTコム殿がNTTドコモ殿から卸提供を受けた価格よりも低い価格でNTTレゾナント殿に卸すことで、不当な競争を引き起こす懸念あり(NTTグループ内の別の会社経由でも起こり得る) ■ グループ内での商材ごとの卸状況を把握し、不当な料金設定有無等について検証が必要
NTTぶらら殿のNTTドコモグループ吸収について、特定関係法人制度の担保状況の継続性	NTTドコモ殿-NTTぶらら殿間の資金流通・人材交流・サービスなどの優遇、組み合わせの有無	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTぶらら殿は従来NTTドコモ殿の「特定関係法人」として位置付けられていたが、統合することで事実上の規制潜脱となる ■ そもそも、このような潜脱が認められるかどうかの問題もあるが、仮に吸収する場合に制度的な制約をどのように今後担保するのか明確にしておかないと、悪しき前例となり、今後なし崩し的に統合が始まる恐れがある。
NTTドコモ殿とNTTコム殿の法人事業の統合による、禁止行為規制の潜脱行為	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモ殿-NTTコム殿間の商材・資産を組み合わせサービスの提供有無 ・そのサービスの他社への展開有無 (排他的ではないか) ・別会社時代の両社の各サービスの料金設定内容と、NTTドコモ殿への法人移管後の料金設定内容の比較 (1社に纏めたことで料金が下がっているのは、両社の旧商材の組み合わせによる割引とも考えられるのではないか?) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTドコモ殿の法人事業をNTTコム殿へ統合することは、禁止行為規制 (不当な優遇 = 共同営業禁止) の潜脱行為と考えられる (例えば、禁止行為規制の緩和以前は「通信機能付カーナビに係る特定の自動車メーカーとの連携」も規制の違反対象となつたが、今回の連携は違反対象にはならないのか?)

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表6】 (1)二種指定設備に係る市場支配的事業者
 ② 特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
二種指定事業者の市場支配力行使の懸念		
NTTドコモ殿とNTTコム殿の法人事業の統合による、NTTドコモ殿の市場支配力の不当な行使	NTTドコモ殿の法人事業における契約者数・売上等の伸び率/額	<p>NTTドコモ殿の競争力の源泉である「ブランド力」を使って、規制対象事業者がビジネスを拡大すること自体の許容されるのか？ 公正競争への影響はないか？</p> <p>※発表会発言「ドコモ地域でのブランド・営業力とCOMのソリューション能力をあわせることで、多くのお客さまに提供することで、トータルで4000億の拡大を図りたい。」</p> <p>※二種禁止行為：収益シェアに加え、事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力・ブランド力、需要/供給の代替性、価格の弾力性等の要素も勘案した上で、現在、NTTドコモ殿のみが指定</p>
新たな特定関係法人の発現可能性と不当優遇の発生懸念		
NTTレゾナント殿等、周辺事業の新たな規制化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTレゾナント殿の契約者数の推移 ・その他、NTTドコモ殿周辺のグループ内事業者との取引の内容や、グループ内各社の契約者数等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTドコモグループの構築に当たり、NTTコム殿のMVNO事業がNTTレゾナント殿に移管されるが、これによって契約者数が5万件を超える場合は特定関係法人として取引の公平性の担保が求められる ■ また、そのたグループ内事業者についても、今回の組織再編にそらえて新たな規制の必要性を確認すべく、取引内容の把握や実態の把握を行うべき

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表7】 (1)NTT東西

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
ドコモ子会社化に伴う卸料金引き下げインセンティブの低下に伴う高止まり・内部相互補助の懸念		
NTT東西殿の光サービス卸料金の適正性	NTT東西殿の光サービス卸料金(経年)(単価・原価・利益率・営業費等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光サービス卸料金引き下げのインセンティブが低下する 中、料金水準の適正性が確保されているのか、高止まりしていないか検証が必要 ■ NTTドコモ殿を内部化することで、卸料金を値上げ（もしくは高止まり）させ、内部相互補助の基に競争事業者を排他する卸料金設定（NTTドコモ殿に関してはユーザ料金設定も）が為されていないか

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表8】 ②各種取引条件等の公平性の担保

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
光エリア拡大における不公平な取扱いのおそれ		
光エリア拡大の適正性 (NTTグループの基地局整備・ローカル5Gサービス提供等に有利な取扱いをしていないか)	各社へのヒアリングスキームの規定・状況 設備増強スキーム・増強状況 要望に対する対応状況	<ul style="list-style-type: none"> 従来、NTT東西殿における光エリア化の策定基準は不透明な部分が多く、事業者要望の反映の同等性・設備計画の妥当性に疑念があったところ、NTTドコモ 殿の完全子会社化によりその懸念が強まる 公平性確保のため、光エリア化の策定基準と検討状況の明示とともに、競争事業者の需要も公平に取り上げる枠組みが必要
接続に係る公平性が不透明、グループ内優遇の懸念		
接続における各種条件・手続きの公平性	接続状況・納期 (最大値、最小値、中央値、最頻値)	<ul style="list-style-type: none"> グループ利益最大化のため、制度的担保のある接続の中でも、不当な優遇が行われることを懸念 NTTグループ内事業者と他の競争事業者との手続きにおける公平性の確認のために、納期を比較
NTT東西の設備増強/投資・接続機能要望の公平性	各社へのヒアリングスキームの規定・状況 設備増強スキーム・増強状況 要望に対する対応状況	<ul style="list-style-type: none"> 従来、NTT東西殿における設備増強/投資の基準は不透明な部分が多く、事業者要望の反映の同等性・設備計画の妥当性に疑念があったところ、NTTドコモ殿の完全子会社化によりその懸念が強まる 公平性確保のため、設備増強/投資の策定基準と検討状況の明示とともに、競争事業者の需要も公平に取り上げる枠組みが必要

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表8】 ②各種取引条件等の公平性の担保

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
局舎利用・コロケーションに係る公平性が不透明		
局舎スペース利用の公平性 (NTTグループのビジネス転用に優先的に活用していないか等)	局舎の利用状況のデータ (敷地面積・局舎面積・スペース面積等) (一般/義務コロケーション・その他転用の割合) 局舎リソースの NTTグループ内ビジネスへの転用状況 (転用数、転用経緯等)	<ul style="list-style-type: none"> 5G時代に向けて需要が高まるコロケーション設備においてNTTグループ内の要望を優先した設備投資となる懸念 局舎利用は特定の事業者に優遇されるべきではなく、現行の義務コロケーションルールの公平性について検証が必要 接続制度の対象外となる一般コロケーションやNTTグループ内での局舎のビジネス転用の状況についても、単価や転用基準の精査を行い、事業者間の公平性について検証が必要
設備設置における公平性	義務コロケーション取引毎の提供条件・納期 (最大値、最小値、中央値、最頻値) NTTグループ内の一般コロケーションと 義務コロケーションとの条件比較 (設置状況・単価等) NTTコム殿のNTTドコモ殿子会社化に伴い、NTTコム殿所有ビルにおける東西義務コロケーションに関して、NTTグループ内と競争事業者の条件比較	

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表8】 ⑥共同資材調達への扱い ⑦研究開発成果の公平な開示等

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
共同調達の実施状況が不透明、指針の規定違反		
共同調達の実施状況	資材の種類別の調達実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同調達指針では、「NTTとNTT東西に各事業年度四半期ごとの実施状況（共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。）」が規定されているが、現在の公開内容では記載されていない
NTT独自仕様の促進		
NTT持株殿を中心とした グループ一体的な 研究開発の実施による、NTT仕様への影響	基礎研究の開示状況 グループ一体での研究開発状況 (NTT持株殿とNTTドコモ殿等との研究開発の 連携状況等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定・移動融合型の研究開発等が、NTT持株殿を中心にNTTドコモ殿とNTT東西殿等が連携し行われることで、NTT独自仕様の固定化が進展する懸念 ■ NTT持株殿の「NTT IOWN総合イノベーションセンタ」とドコモの「6G-IOWN推進部」とで連携中

※ 赤字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表追加提案】 NTTの特殊性を踏まえた確認項目及び確認手法
①独占分野から競争分野への内部相互補助

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
ドコモ完全子会社化に伴う公正競争への影響の確認		
NTTドコモ殿をめぐる内部相互補助の有無 (NTTドコモ殿の利益圧縮に伴うグループ利益最大化等)	セグメント別(例：移動系通信事業単体・ドコモ光等)の収支、営業利益、営業利益率等 グループ内取引額・取引量	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループ利益最大化を目的とし、NTTドコモ殿単体では利益度外視の経営を行う等の懸念
NTTドコモ殿資金調達状況 (NTT持株殿の信用力行使・配当原資相当の活用による 手元資金の拡大等)	資金調達状況 有利子負債、配当に関する情報等	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTドコモ殿の上場廃止に伴い、配当原資相当の資金を自由に活用することが可能となり、NTTドコモ殿の競争力が強化 ■ 上記は、今回の完全子会社化を通じて実現されるものであるが、NTT持株殿の信用力・購買力を活用する点で共同調達と同様であり、その是非について検証が必要(今後の資金調達においても同様)
NTT独自仕様の促進		
NTT持株殿を中心とした グループ一体的な 研究開発の実施による、NTT仕様への影響	基礎研究の開示状況 グループ一体での研究開発状況 (NTT持株殿とNTTドコモ殿等との研究開発の 連携状況等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定・移動融合型の研究開発等が、NTT持株殿を中心にNTTドコモ殿とNTT東西殿等が連携し行われることで、NTT独自仕様の固定化が進展する懸念 ■ NTT持株殿の「NTT IOWN総合イノベーションセンタ」とドコモの「6G-IOWN推進部」とで連携中

※ 赤字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表追加提案】 将来的なネットワーク統合等に関する検証

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
次世代ネットワークにおける課題の事前察知、コムのドコモ子会社化に伴う新たなボトルネック発現の恐れ		
IOWN構想 (ネットワーク設計段階におけるボ トルネック性の発現)	IOWN構想検討状況 (最新の詳細検討状況) アンバンドルの内容 (枠組み・仕様・接続が卸か)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボトルネック性がある形でネットワークが設計されていた場合、ネットワークが完成した段階では既に手遅れの懸念あり ■ IOWN構想の検討段階から、最新の検討内容詳細やアンバンドルの内容を検証し、ボトルネック性を確認することが必要
新たなボトルネックの有無 (NTTドコモ殿やNTTコム殿におけ るボトルネック性の検証)	NTTグループ各社のネットワーク連携を 利用した一体的 サービス・サービスに用いられる機能の検証 (アンバンドル状況・設備状況に伴う調達内容) NTTドコモ殿とNTTコム殿のネットワーク調達状況・機能 開放状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTグループ内の機能最適化により、NTTグループ各社のネット ワーク一体化による強大なネットワークの出現が想定され、 NTT東西殿以外における新たなボトルネックの発生を懸念

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【別表追加提案】 NTTの特殊性を踏まえた確認項目及び確認手法
② 公社時代から引き継ぐ資産の活用

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
NTTグループにおける保有資産の活用状況の把握、公正競争への影響の確認		
公社時代から引き継ぐ資産の活用 状況	NTTグループ全体の公社時代資産 (局舎・保有施設・設備等) の数と 立地面積・開放状況・利活用状況の公開	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTグループが公社時代から引き継ぐ資産は、5G/IoT時代にお いてますます重要性が高まるものであるが、利用ルール等のない ものが多い ■ 局舎や保有施設・資産を活用したサービス（ビジネス転用・ロー カル5G等）の実態を把握し、競争に与える影響の検証が必要

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

【ソフトバンク株式会社】

■ 5 検証結果を踏まえた対応

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 5-1 政策議論については一定の注視期間を設け、適切な効果検証を行った上での検討を要望。 また、市場検証のためのモニタリングに当たっては、目指すべき市場の状態等を示し、その検証の方法、目的、評価項目等を明確にした上で、俯瞰的な視点で分析・検証を行うことが必要。</p>		
<p>市場構造や環境の変化に応じた議論が必要ではあるものの、度重なる政策議論や行政による市場介入の結果として、事業運営の安定性が損なわれるのみならず、消費者の混乱も生じかねません。</p> <p>従って、政策議論については一定の注視期間を設け、適切な効果検証を行った上で検討頂くことを要望します。</p> <p>また市場検証のためのモニタリングにあたっては、目指すべき市場の状態等を示し、その検証の方法、目的、評価項目等を明確にした上で、俯瞰的な視点で分析・検証を行うことが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、料金水準を検証するにあたっては、その水準だけではなくネットワークの品質やその他客観的なデータ等に基づき多角的な観点から議論がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

■ 6 その他

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 6-1 市場検証に関する前提として、NTT 持株による NTT ドコモの株式保有が附帯業務に該当するとの解釈に関する明確化を要望。</p>		
<p>電気通信事業分野の市場検証に関する前提として、NTT 持株によるドコモの株式保有が附帯業務に該当するとの解釈に関し、次の内容を明確にしていきたい。</p> <p>NTT 持株によるドコモの完全子会社化に関し総務省は、出資比率の上昇を妨げる法律上の制約がないとの理由でこれを認めました。これは、NTT 持株がドコモの株式を保有することについて、1997年のNTT法第2条第1項第4号の「前三号の業務に附帯する業務」つまり、NTT 持株がNTT 東西の株式を保有する業務に附帯する業務と解釈していることによるものです。</p> <p>この解釈によれば、ドコモが行っている国内および国際移動通信業務が、NTT 東西が行っている国内固定通信業務に附帯する業務ということになり、ありえない解釈です。</p> <p>また、法律第1条の趣旨に照らしても、NTT 持株が移動体通信業務と一体となってNTT 東西の電気通信役務の提供を確保することを目的としているとは言えないのは明白です。</p> <p>NTT 持株の業務は法律第1条にあるとおりNTT 東西の株式を保有すること等に限定されており、NTT 持株がドコモの株式を保有することは附帯業務には該当せず、NTT 法附</p>	<p>○ NTT持株は持株会社であり、他の株式会社等への出資が主たる業務であると考えられます。</p> <p>○ NTT持株による他の株式会社等への出資については、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」といいます。）上の目的及び責務に沿わないもの又はNTT法に基づき設立された特殊法人という公益的性格に沿わないものを除けば、制約されていないものと考えられます。</p> <p>○ こうした制約されていない他の株式会社等への出資であって、NTTドコ</p>	<p>無</p>

則第8条第2項に謂うNTT持株が「当分の間、引き続き営むことができる」業務に該当し、あくまでも「当分の間」保有できると解釈するのが自然です。従って完全子会社化はありません。

因みに、2011年8月に三省堂から発行された「コンメンタールNTT法」は、石岡克俊慶應義塾大学教授編著でソフトバンクの法務部門の方々の執筆によるものですが、「附帯業務とは、本来業務に直接あるいは密接に関連して、そのノウハウなり技術なりを活用して行われる業務を指すところ、さらに目的達成業務を営むことができるとされていることを併せ考慮するとその範囲は自ら限定されるものと解される。他の特殊会社等の例でも、附帯業務はかなり狭く運用されてきている。NTT持株の場合、法律第2条第1項第1号の業務に付随して行われることが要請される株式管理などの業務が附帯業務に該当する。」としており、この解釈が真っ当なものではないでしょうか。

総務省がこれを真向から否定した解釈をもとにNTTドコモの完全子会社化を認めたことは違法です。1997年のNTT法改正以来総務省がこのように解釈していたというのは驚きです。通信業界関係者は今回初めてこの解釈を知り皆衝撃を受けたというのが実態でしょう。

NTT接待問題を受けて設置された「情報通信行政検証委員会」は、「ドコモの完全子会社化については、これを妨げるようなNTT法等による直接的な規律がないとする総務省の判断は、法の規定そのものを見る限りでは妥当である。」としていますが、一方で「NTT法の趣旨に照らして適切かどうかという点については、議論の余地があり、例えば、同法第1条が移動体通信業務と一体となって東西の電気通信役務の提供を確保することを目的としているとは言い難いとの議論もあり得る。」とし、「しかし、これまでもNTT持株はドコモの相当数の株を保有しており、また、それを同法は附帯業務として少なくとも許容してきたと考えられるため、完全子会社化が、同法の趣旨に照らして不適切とは言い難く、総務省の判断に問題があるとは言えない。」としています。

これでは現状を後追いで追認しただけであり、本質的な疑義が残るけれども今までそうしてきたんだから法律上もそれで良いでしょうと言っているにすぎません。ましてや附則第8条第2項の「当分の間、営むことができる」業務には全く触れていません。これをもって問題は無かったとしています。検証結果最終報告書 51 ページより。これで検証したといえるのでしょうか。

また、「情報通信行政検証委員会」で上記の疑義が表明されているにもかかわらず、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」では、この条文解釈について各委員が何も議論していないのは異常ではありませんか。委員の中でこの件に接近したのは、大谷和子構成員の第5回議事録34ページ、第6回議事録16ページの発言だけです。なお、第24回「電気通信市

モなどNTT東西以外の株式会社等への出資は、NTT法上、NTT持株の業務として個別具体的には明記されていませんが、同法第2条第1項第4号又は同条第2項に基づく業務として整理されるものと考えられます。

- なお、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第8条第2項は、当該法律の施行の際にNTT持株が営んでいた業務であって、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められておらず、NTT法第2条第1項に規定する業務に該当しない業務を対象とした規定であると承知しております。

<p>場検証会議」の議事録が現時点では公開されていませんので、もしその中で議論されていたのであればお詫びします。</p> <p>上記を踏まえ、「電気通信市場検証会議」および総務省に対し、NTT持株がドコモの株式を保有することに関し次の3点を明確にするよう求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 附帯業務に該当するとしてきた理由、根拠、考え方。つまり、上記の「コンメンタルNTT法」の解釈ではないとする明確な理由、根拠、考え方。 2 附帯業務に該当する場合、附則第8条第2項に謂う「営むことができる業務」としてはどのような業務が該当するのか。 3 附帯業務に該当する場合、NTT持株がNTTコミュニケーションズの株式あるいはNTTデータの株式を保有することはどの業務に該当すると解釈するのか。 <ol style="list-style-type: none"> 3（1） NTT持株がNTTコミュニケーションズの株式を保有することが付帯業務に該当する場合は、NTTコミュニケーションズが行っている国内外通信業務がNTT東西が行っている国内固定通信業務に附帯する業務という解釈になります。また、「当分の間、営むことができる」業務に該当する場合は、NTTコミュニケーションズがドコモの子会社であり続けられるのは「当分の間」ということになります。 3（2） NTT持株がNTTデータの株式を持つことが付帯業務に該当する場合は、NTTデータが行っている国内外でのデータ通信業務やシステム構築事業がNTT東西が行っている国内固定通信業務に附帯する業務という解釈になります。また、「当分の間、営むことができる」業務に該当する場合は「当分の間」営むことができるのであり、NTT持株がNTTデータを完全子会社化することはあり得ないということになります。このような解釈になると思われますがどう解釈するのでしょうか。 <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
<p>意見6-2 市場検証に関する前提として、「透明性」の確保をどう担保するのかの明確化を要望。</p>		
<p>電気通信事業分野の市場検証に関する前提として、NTTによる接待問題とNTT持株によるドコモの完全子会社化に関連し、「透明性」の確保をどう担保するのか明確にしていきたい。</p> <p>NTT持株によるドコモの完全子会社化に関し総務省は、完全子会社化を妨げるようなNTT法による直接的な規律がないとする見解のもと、完全子会社化が完了し既成事実になった後で「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を立ち上げました。</p> <p>しかし、本来は、NTT持株から総務省に対してNTT法や電気通信事業法上の問題について事前の打診があった段階で直ちに審議会等を立ち上げ、その結論を踏まえてドコモの完全子会社化の可否を判断すべきだったのであり、総務省の行政手順に重大な誤りがあったのではありませんか。</p>	<p>○ NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化等については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①累次の事業法の改正等により制度整備が図られてきていること、 ②1992年の移動体分離以降、電気通信市場においては大きな環境変化が起きていること、 ③出資比率の上昇を妨げる特段の法律上の制約がないこと、 ④株式市場に大きな影響を与えるなど株式公開買付けという事案の特 	<p>無</p>

<p>NTT接待問題を受けて設置された「情報通信行政検証委員会」の検証結果最終報告書46ページによれば、NTT持株によるドコモの完全子会社化の直前の2020年9月に、総務省事務方から総務省政務三役に対する説明で、「法律上は完全子会社化を妨げる制約はなく、2010年度以降、閣議決定ではNTTドコモに対する出資比率の引下げは取り上げられていない」とする説明が行われた、となっています。</p> <p>また、同最終報告書47ページによれば、「総務省は、携帯電話市場での競争の進展等や、累次の電気通信事業法改正等による公正競争確保措置といった環境変化等に応じ、1992年の公正有効競争条件の見直し（出資比率引下げ方針の見直し等）を行うことを念頭に置いていた。」となっています。</p> <p>それまで長期にわたり政府や審議会で議論され一貫して示されてきた政府方針は、本来その内容を変更することができるのは政府や審議会であるにもかかわらず、一省庁にすぎない総務省、しかも総務省の中の事務方が、2010年度以降は出資比率の引下げが閣議決定で取り上げられていないという理由などで勝手に変更しています。閣議決定で取り上げられていないことは政府方針が変更されたことになりません。国民の目の届かない総務省の内部で方針が反故にされています。「透明性」はまったく存在せず、悪質です。</p> <p>なお、「情報通信行政検証委員会」は、「完全子会社化直後から、同社に対する新たな行為規制を検討会議で検討するなど、総務省の対応に問題があるとは言えない。」という結論を下し、新たな行為規制の検討会議を開始したから良しとしています。NTT持株から総務省に事前の打診があった段階で直ちに審議会等を立ち上げるべきではなかったかに関しては何も触れていません。また、政府方針を勝手に変更したことについても判断を留保しています。言い過ぎかもしれませんが「情報通信行政検証委員会」は視点がずれているのではないのでしょうか。</p> <p>完全子会社化が既成事実になった直後に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」が活動を開始し、その成果を踏まえ今回の「基本方針案」が発表されましたが、検討会議は総務省の事務方に良いように利用されただけなのではありませんか。</p> <p>上記を踏まえ、今後、NTT持株から類似の案件が事前に総務省に照会された場合、内容に疑義があったとしても、まずはNTT持株に問題はないとして実施を認め、然る後に審議会等で議論するという同様の手順が履行されるのでしょうか。総務省および「電気通信市場検証会議」にこの点、すなわち「透明性」の確保をどう担保するのか明確にするよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>殊性が存在すること等を総合的に勘案し、当該株式公開買付けの終了後に、検討会議を設け、公開の検討を行うこととしました。</p> <p>○ 今後、毎年の市場検証会議等において、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表などを行うなど、透明性を確保しつつ継続的に検証を行い、具体的な問題がないかについての検証において、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルールの見直しについて検討することになると考えております。また、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要があると考えております。</p>	
意見6-3 電波の割当てに関する意見。		
<p>モバイル市場では大手キャリアであるドコモ、KDDIなどがMVNOを通じて、多額のローミング費用などで莫大な利益を出していることに悪質性を感じる。</p>	<p>○ 電波の割当てに関しては、市場検証会議における市場検証の対象項目とはしていません。</p>	<p>無</p>

<p>その理由として、新規の携帯事業者(楽天モバイルなど)に対して電波の周波数の再割り当てがほとんど行われていない。(特にプラチナバンドにおいては屋内の通信に必須であり、急を要するのに関わらず、プラチナバンドのみの早期の再割り当てはしないという見解を総務省はを出している)</p> <p>結果的に総務省公認で電波の独占がおこなわれていて、多額のローミング費用を電波を持っていない企業に支払わせているのだ。一度、ローミング費用を調整をしなければならぬと思うので、総務省でヒアリングして是正すべき案件だと思う。</p> <p>またそもそも電波の独占が行われている状況が、このような事態を引き起こしているのだから、早期に電波の再割り当てすべきだと思う。即刻、モバイル企業、各社にヒアリングして電波の再割り当て制度の調整をしてもらいたい。仮に早期に電波の再割り当てができないのであれば、プラチナバンドだけでも優先的に再割り当てすべきである。仮に再割り当てに5年、10年かかるのであれば、新規参入の企業は倒産する。最低でも2年後には電波の再割り当てが実施できるように調整すべきである。もちろん新規参入企業が電波を利用するに値するか審査すべきだが、そのプロセスはできるだけ早期にすべきである。</p> <p>電波の再割り当てがされなくて困るのは客である国民であることを自覚してほしい</p> <p>選んだ携帯会社により繋がりやすさや料金がちがうのはおかしい。いまずぐにでも解決すべき案件だ。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>○ 楽天モバイルの参入等、移動系通信市場における市場環境の変化の影響に関しては、重点的検証の対象として、検証してまいります。</p>	
意見6-4 携帯キャリアの利益構造について調査を行うことは重要。		
<p>主要キャリアの中には、携帯事業で大きな利益を上げているのに、節税対策でほとんど法人税を払っていないところもあります。過大な利益構造を上げているこの分野をしっかりと調査することは重要です。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 基本方針の別表1にあるとおり、主要各社の売上高や営業利益等の推移についても把握を行うこととしております。</p>	無
意見6-5 電波の割当てに関する意見。		
<p>モバイル市場について、ドコモ、KDDIなどがmnoの貸出料でかなりの利益をあげたりしていますが、電波の再割り当てを総務省が怠っているせいでこのような状況が起こっているのではないのでしょうか。</p> <p>各社が3Gが終了しますが、3Gで使っていた電波をそのまま同じ会社が4Gや5Gに移行させることを許し、この状況を継続させる方針でしょうか この質問は以前しましたが、触れられませんでした。</p> <p>電波の割り当てを懇願している楽天モバイルも人口カバー率が94%を超え、既に電波を扱え</p>	<p>○ 電波の割当てに関しては、市場検証会議における市場検証の対象項目とはしておりません。</p> <p>○ 楽天モバイルの参入等、移動系通信市場における市場環境の変化の影響に関しては、重点的検証の対象として、検証してまいります。</p>	無

る企業であることは明確です。顧客数が伸びないのは電波の配分が少なく限定的なことが原因でしょう。モバイル市場の3社寡占の状況を作り出しているのは間違いなく総務省です。

電波の再割り当てに向けたヒアリング、現状調査を早急に行なって頂きたいです。

楽天モバイルを使っていますが、屋内の通信が滞って使いづらいです。電波(プラチナバンド)がないのが原因なのは明らかです。何年、電波障害に悩まされなくちゃいけないのでしょうか。原因は楽天モバイルではなく、電波を配分しない総務省にあります。一国民として税金を払っているのに携帯会社が違うだけで繋がりやすさが違うのはおかしい。電波は国民の財産であるはずなのに。

きちんとヒアリング、調整してください 仕事してください

【個人8】

Ⅱ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和3年度)(案)」関係

- 意見募集期間 : 令和3年 10 月 30 日(土)から同年 11 月 29 日(月)まで
- 意見提出数 : 10 件 (法人・団体:8件、個人:2件)
- 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	日本電信電話株式会社
2	株式会社オプテージ
3	西日本電信電話株式会社
4	株式会社NTTドコモ
5	東日本電信電話株式会社
6	楽天モバイル株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社
—	個人(2件)

※ 意見に対する「総務省の考え方」においては、各法人の名称について、日本電信電話株式会社は「NTT 持株」、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は「NTT 東西」、株式会社NTT ドコモは「NTT ドコモ」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「NTT コム」、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は「NTT コムウェア」、楽天モバイル株式会社は「楽天モバイル」と表記しています。

**「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和3年度）（案）」
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

■ 総論

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直すことを要望。</p> <p>公正競争検討会議報告書が公表され、NTTドコモがNTT東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT東西とNTTドコモやNTTコムとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握に係る情報については、慎重な取扱いが求められることに留意。</p> <p>法人向けサービスの実態把握にあたっては、様々な通信事業者から広く情報収集するとともに、通信事業者以外の様々なプレイヤーから情報収集し、市場分析することが必要。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、IoT、ビッグデータ、AI等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/after コロナの時代にはさらに加速していくことになると考えます。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。</p> <p>そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ また、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していただけることに期待しております。 ○ なお、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）の脚注1（2頁）に記載のとおり、総務省が市場検証のプロセスで収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮を行うこととしております。 ○ 法人向けサービスの実態把握にあたっては、法人向けサービスを提供する電気通信事業者以外の事業者についても留意してまいります。 	<p>無</p>

通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押ししたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTTドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

2. 新たに追加された検証項目への対応について

公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書が公表され、NTTドコモがNTT東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT東西とNTTドコモやNTTコミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、同報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握に係る情報については、それら情報が企業にとってイノベーションの源泉であることを踏まえ、慎重な取扱いが求められることに留意して対応してまいります。

なお、法人向けサービスの実態把握にあたっては、様々な通信事業者から広く情報収集するとともに、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者以外の様々なプレイヤーから情報収集し、市場分析することが必要だと考えます。

【日本電信電話株式会社】

1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、IoT、ビッグデータ、AI等を用いたデジタルサービスの利用が広がり、様々な業界や分野でデジタルトランスフォーメーションが進んできている中、with/afterコロナの時代にはさらに加速していくことになると考えます。

こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが

<p>自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められるようになり、通信と他の産業分野との結びつきは益々深化していくことになると考えます。</p> <p>そのため、政府においては、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者等の取組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献しているか、他の産業分野が通信に何を期待しているかという観点で、情報通信市場の動向を広く検証した上で、様々な産業分野の成長・発展に資する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと思います。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他の産業分野の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと思います。</p> <p>2. 新たに追加された検証項目への対応について</p> <p>公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書が公表され、NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に新たに指定されたことを踏まえ、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、同報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。</p> <p>なお、法人向けサービスの実態把握にあたっては、様々な通信事業者から広く情報収集するとともに、電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、通信事業者以外の様々なプレイヤーから情報収集し、市場分析することが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 0-2 関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる等、関係事業者等から情報収集し、分析検証するとされたことに賛同。検証に必要な情報については可能な限り提供していく考え。ただし、研究開発に係る情報は、慎重な取扱いが求められることに留意。</p> <p>競争激化等により、MNOの中で当社のみ競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、対等な競争環境とすべきであり、当社だけに事前規制を課すことは不相当。このような市場環境の変化を適切にとらえた上で、分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制を見直すとともに、事業者の取組みを後押しする環境整備を要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押し、社会的課題の解決等を実現していくことが必要と考えます。 また、電気通信市場検証会議での検証強化が必要とされた事項については、当社グループのみならず競争事業者の情報も広く収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外のプレイヤーを含めた市場分析・検証が必要と考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業者からの情報収集に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。 ○ また、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることに期待しております。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> この点、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(案)」において、関係事業者等による公表データや関係事業者等へのヒアリング、アンケートの結果等を用いる等、関係事業者等から情報収集し、分析検証するとされたことについては賛同致します。 当社としても検証に必要な情報については可能な限り提供していく考えです。ただし、研究開発に係る情報はイノベーションの源泉であり、市場競争のみならず国際競争力にも影響を及ぼし得る情報であることを踏まえ、慎重な取扱いが求められることに留意が必要であると考えております。 加えて、電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を過度に委縮させることのないよう、事前規制は必要最低限としていくべきであると考えます。 また、競争激化等により、MNOの中で当社のみ競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、対等な競争環境とすべきであり、当社だけに事前規制を課すことは適当ではないと考えます。 電気通信市場検証会議においてはこのような市場環境の変化を適切にとらえた上で、分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制を見直すとともに、事業者の取り組みを後押しする環境整備をお願いしたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、基本方針の脚注1(2頁)に記載のとおり、総務省が市場検証のプロセスで収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮を行うこととしております。 ○ 御指摘の点も踏まえながら、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者についての検討を行う前提として、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和3年度)」(以下「年次計画」といいます。)にも記載のとおり、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態についての把握・検証を実施してまいります。 	
<p>意見0-3 新ドコモグループの再編成は、電気通信事業分野における公正競争等に大きな影響を与える可能性があり、組織再編成そのものが禁止行為規制に抵触するおそれがあるにも関わらず、これまで総務省は明確な判断を行っていない。組織再編成はいったん実行されると後戻りができず競争の回復も困難であり、また、禁止行為規制の遵守状況等などの検証も、これらの判断がなされない限り適切な検証が行えないことから、まず、NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの組織再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明すべき。</p> <p>そのうえで、実際に規制対象となる行為の不当性を判断する前に、総務省は、個々の連携や統合等の行為が、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に例示される電気通信事業法上問題となり得る行為に該当するのかを明確にすべき。それらを明確にしたうえで、個別事案ごとの不当性の判断について、徹底した検証を行う必要。なお、既成事実化により禁止行為規制が機能不全に陥ることのないよう、遅くとも、2022年1月1日に予定されるNTTドコモによるNTTコムとNTTコムウェアの子会社化の前に、総務省は当該判断を示すべき。</p> <p>仮に、これらの検証について、電気通信市場検証会議本体での検証が難しいのであれば、集中的に議論するワーキンググループを設置して議論することも必要。</p>		
<p>今般、新たに策定された「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(案)」(以下、「基本方針(案)」という。)では、その「市場検証の目的等」において、「変化の激しい電気通信事業分野における市場動向を的確に分析するとともに、電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処できるよう電気通信事業者の業務の適正性等を絶えず確認することが重要である」との考えが示されました。</p> <p>そのため、電気通信事業分野における市場検証として、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」を実施するとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信市場検証会議(以下「市場検証会議」といいます。)の下の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」(以下「検討会議」といいます。)においては、NTTドコモの完全子会社化に加え、NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化及びNTTド 	<p>無</p>

基本方針（案）が公表された直前の本年10月25日には、NTTドコモが、2022年1月1日にNTTコミュニケーションズ（以下、「NTTコム」という。）とNTTコムウェアを子会社化し、2022年度2Q頃に、NTTコム・NTTコムウェアに加えて、NTTぷらら、NTTレゾナント及びドコモ・システムズを含めた機能統合を行うことを発表しました。また、NTTドコモとNTTコムのネットワーク統合や新たな法人事業ブランド「docomo business」をNTTドコモ・NTTコム・NTTコムウェアの3社で統一して用いる等についても発表されたところです。

新ドコモグループは、これらの組織再編成を通じて、法人事業での売上高を2025年度2兆円以上に拡大し、法人事業とスマートライフ事業で、2025年度の収益の過半を創出することを計画しており、NTTドコモの市場支配力も、これまでの電気通信領域から非電気通信領域へと拡大していくことが想定されています。

こうした新ドコモグループの再編成は、電気通信事業分野における公正競争等に大きな影響を与える可能性があることに加えて、NTTドコモグループの組織再編成そのものが、禁止行為規制に抵触するおそれがあるにも関わらず、これまで総務省は明確な判断を行っていません。

一方、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書」（本年10月12日）においては、

- ・NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内での取引に内部化されることにより、禁止行為規制の対象から外れるという懸念に関しては、具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方について、検討を行う必要がある
- ・規制対象事業者において、総務大臣が指定する特定の電気通信事業者（特定関係法人）との間で不当な優先的取扱い等に当たるおそれがある行為が行われていないかどうか、市場検証会議等で個別事案に対応して確認をしていく必要がある

といった指摘がなされており、個別事案をもとに禁止行為規制等に抵触するものがないのかについて詳細に確認する必要があると考えます。

組織の再編成はいったん実行されると後戻りができず競争の回復も困難であり、また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の一環として行われる禁止行為規制の遵守状況等などの検証も、これらの判断がなされない限り適切な検証が行えないことから、年次計画（令和3年度）に基づく検証に入る前に、まず、NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの組織再編成（NTTドコモとNTTコムのネットワーク統合や法人営業の一体化、NTTドコモ、NTTコムとNTTコムウェアとの連携、NTTドコモへのNTTぷらら統合、及び、NTTコムのMVNO・ISP事業等のNTTレゾナントへの移譲など）に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明すべきだと考えます。

そのうえで、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触若しくは潜脱するか否かについての判断が必要になると考えますが、禁止行為規制に抵触若しくは潜脱するものは、総務省は当然に、電気通信事業法第30条第5項に基づき、NTTドコモに対して、当該行為の停止又は変更を命ずる必要があります。

また、実際に規制対象となる行為の不当性を判断する前に、総務省は、個々の連携や統合

コモ及びNTTコムの間での連携強化（法人営業の一体化及びネットワークの一体化）を前提として、公正競争の確保に必要な方策等について検討が行われたものと承知しております。

- 検討会議が取りまとめた報告書（以下「検討会議報告書」といいます。）においては、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されています。
- また、検討会議報告書においては、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に関し、「禁止行為規制で規律された特定関係法人との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより、規制の対象外となるという課題がある」ことから、禁止行為規制の規律の内容の在り方について検討する必要があると指摘されております。
- これを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、まずはその詳細を確認し、具体的な個別の連携行為について、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の例示も参照しつつ、必要な検証を行ってまいります。毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。

<p>等の行為が、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に例示される電気通信事業法上問題となり得る行為に該当するのかを明確にすべきと考えます。</p> <p>それらを明確にしたうえで、個別事案ごとの不当性の判断については、競争環境に与える弊害の有無や程度を勘案する必要があるため、「電気通信事業分野における市場動向の分析」「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」双方の項目で、徹底した検証を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、既成事実化により禁止行為規制（事前規制）が機能不全に陥ることのないよう、遅くとも、2022年1月1日に予定されるNTTドコモによるNTTコムとNTTコムウェアの子会社化の前に、総務省は当該判断を示すべきと考えます。</p> <p>また、仮に、これらの検証について、電気通信市場検証会議本体での検証が難しいのであれば、NTTドコモ完全子会社以降のNTTドコモを中心としたNTTグループ再編成による公正競争への影響等に特化して集中的に議論するワーキンググループを設置して、議論することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の規律の在り方についての検討を行う前提として、まずは、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態について、広く把握・検証することとしております。 ○ 上記のように検討会議報告書を踏まえた検証内容の見直し、強化を行い、市場検証会議において継続的に検証を行っていくこととしております。 	
--	--	--

■ 1 実施スケジュール等

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1 NTTを巡る公正競争上の議論を行う際には、集中的な議論を行うために特化したワーキンググループを設置すべき。		
<p>株式会社NTTドコモ（以下、NTTドコモ）殿の完全子会社化を始めとする一連のNTT一体化の動きによる公正競争上の懸念の高まり、2020年12月3日より開始された「公正競争の在り方に関する検討会（以下、公正競争検討会議）」や、その後の「情報通信行政検証委員会」での議論、及び各報告書に記載された内容を踏まえると、NTTを巡る規制の議論・検証を行う専門的な場を設ける必要があります。</p> <p>NTTを巡る公正競争上の議論を行う際には、NTTの特殊性や法的に支配的事業者と位置付けられていることを踏まえた集中的・限定的な議論が必要であるうえ、今後も大きな組織再編が発表されている中、その動きに応じた検証が求められるところ、市場検証会議では取り扱う範囲が広範であることから、本件に関する集中的な議論を行うためにも、本件に特化したワーキンググループを設置すべきと考えます。</p> <p>（参考）電気通信行政検証委員会 報告書 総務省の判断の妥当性は、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書にも盛り込まれているが、今後、見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることとなる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点では、市場検証会議の下に新たにワーキンググループを設けて、NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関する検証を行うことはしておらず、NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、検討会議報告書の内容も踏まえ、市場検証会議における検証を強化した上で継続的に実施していくこととしております。 	無

<p>(参考) 公正競争検討会報告書</p> <p>市場の実態をより広く把握するため、市場分析における検証対象を拡大するとともに、既存ルール等の遵守状況等をより精緻に検証するため、現行の検証手法のうち不十分な点を見直す必要がある。また、より効率的・効果的な検証を行うため、毎年度の検証項目のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づける</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-2 NTTドコモによるNTTコムの子会社化等の組織再編について、公正競争上の懸念・課題があり、急ぎ議論・検証を行う必要。</p>		
<p>「ドコモグループ中期戦略会見 (2021年10月25日)」において、NTTドコモ殿によるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (以下、NTTコム) 殿の子会社化等の組織再編が公表されておりますが、以下①～⑧のような公正競争上の懸念・課題があります。2022年1月には再編がなされる計画であり、急ぎ議論・検証を行う必要があると考えます。</p> <p>【公正競争上の懸念・課題】</p> <p>①禁止行為規制対象事業者・特定関係事業者同士 (NTTドコモ殿、NTTコム殿) の資本的結合の強化により、公正競争上の影響が生じるのではないかと</p> <p>②NTTドコモ殿は禁止行為規制により、特定関係法人を不当に優先的に取り扱うことは禁止されている中、法人事業やネットワークを統合することは禁止行為規制に抵触しないのか、また、禁止行為規制 (優先的な取扱いの禁止・接続の業務に関し知り得た情報流出禁止) をどのように担保するのか</p> <p>③株式会社NTTぷらら殿はNTTドコモ殿の特定関係法人であり、同社の統合により禁止行為規制の効果が消滅するのではないかと</p> <p>④NTTドコモ殿の法人事業をNTTコム殿へ移管・統合することで、外形的には禁止行為である共同営業は行わなくとも、システムやソフトウェア、サービスが共有されることにより禁止行為規制に抵触するのではないかと</p> <p>⑤ドコモグループ中期戦略会見では、NTTコム殿にて提供される法人事業について「ドコモビジネス」という新ブランドを立ち上げることを明言しているが、これは市場支配的事業者の指定の諸要因の一つであるブランド力を用いたものであり問題があるのではないかと</p> <p>⑥NTTドコモ殿からエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社殿への取引について、NTTコム殿を介することにより、NTTドコモ殿が禁止行為規制を潜脱することができるのではないかと</p> <p>⑦次世代ネットワーク (IOWN) にて、様々なレイヤで一体的に研究開発/構築され、実質的なボトルネックが東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿 (以下、NTT東西) 以外の領域まで拡大したり、NTT仕様に固定化する懸念があるのではないかと</p> <p>⑧ビル・電力や伝送路等インフラ設備の統合により生まれた余剰資産 (旧来は公社時代からのもの) が、NTTグループ内で優先的に活用されるのではないかと</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 検討会議においては、NTTドコモの完全子会社化に加え、NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化及びNTTドコモ及びNTTコムの間での連携強化 (法人営業の一体化及びネットワークの一体化) を前提として、公正競争の確保に必要な方策等について検討が行われたものと承知しております。</p> <p>○ 検討会議報告書においては、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されています。</p> <p>○ また、検討会議報告書においては、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に関し、「禁止行為規制で規律された特定関係法人との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより、規制の対象外となるという課題がある」ことから、禁止行為規制の規律の内容の在り方について検討する必要があると指摘されております。</p> <p>○ これを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化</p>	<p>無</p>

	<p>に関して、御指摘の点も踏まえながら、必要な検証を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 ○ また、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の規律の在り方についての検討を行う前提として、まずは、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態について、広く把握・検証することとしております。 	
<p>意見 1-3 NTTドコモ・NTTコム間の法人事業やネットワークの機能統合により、既存規制の潜脱行為の懸念や市場環境の大きな変化が考えられるため、今後の見込みも含め、本年度に検証の上、新たな規制の必要性の有無について議論すべき。</p>		
<p>NTTドコモ殿より以下の動きが示されているところ、現行のスケジュール案だと②は今年度の検証に含まれない可能性があります。</p> <p>①2022年1月：コム・コムウェアの子会社化 ②2022年度第2四半期：機能統合と事業責任の明確化</p> <p>法人事業やネットワークの機能統合により、既存規制の潜脱行為懸念（※1）や市場環境の大きな変化（※2）が考えられるため、今後の見込みも含め①②について本年度の検証会議で検証の上、新たな規制の必要性の有無についても議論すべきと考えます。</p> <p>※1 例：両社間の顧客情報・事業計画等の排他的な情報共有、サービス移行促進 自社のサービス内のセットに見せかけた、グループ内の卸サービス組み合わせによる実質的に排他的な割引設定</p> <p>※2 例：NTTグループ各社の中でも特にNTT東西殿と密接な関係にあり、OCN等ISP事業の他、クラウド・IoT・ネットワーク・データセンター等にかかるサービスで強みを有しているNTTコム殿と、移動・固定市場、個人・法人向け市場にて双方の強みを活かすことによる、NTTドコモ殿の市場支配力の高まり</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討会議においては、NTTドコモの完全子会社化に加え、NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化及びNTTドコモ及びNTTコムの間での連携強化（法人営業の一体化及びネットワークの一体化）を前提として、公正競争の確保に必要な方策等について検討が行われたものと承知しております。 ○ 検討会議報告書においては、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されていません。 ○ これを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、必要な検証を行ってまいります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しにつ 	<p>無</p>

	いて検討を行っていくことになるかと考えております。	
--	---------------------------	--

■ 2 電気通信事業分野における市場動向の分析

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1 調査内容の追加を希望。		
<p>電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和3年度）についてです。</p> <p>2 電気通信事業分野における市場動向の分析 の（1）重点的検証の対象の ○1 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響 の最後に「各事業者のサービス間での顧客の移動の状況や、各事業者のサービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由、サービスを切り替えない理由等を詳細に確認する。」とあります。</p> <p>高齢者の見守りおよび転倒時の自動緊急連絡のために、単体で通信可能なスマートウォッチの導入を検討しているのですが、現状ではMNO3社のいずれかと契約が必要で、MVNO利用者は事実上導入できない状況です。</p> <p>競争の促進の観点から、調査内容に追加を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 「IoT向け通信サービス市場」における詳細な市場分析を行うに当たり、留意してまいります。</p>	無
意見 2-2 電波の割当てに関する意見。		
<p>モバイル市場に関して</p> <p>楽天がモバイル市場に参入したが、いわゆるプラチナバンドを含めた電波の再分割制度を総務省が設けてない、もしくは調整の難航していることにより、新規参入を阻害してしまっている現状であり、公正な競争が行われていない。総務省は電波の再割り当て制度を即刻整えて、リーダーシップを持って、割り当て期間を示すなど行動すべきだ。</p> <p>また、モバイル市場に参入して数年の楽天が、電波を切り替えることが可能な設備を運用できているにもかかわらず、既存の携帯大手3社は電波の切り替えが不可能な設備をあえて運用することにより、電波の再割り当ての費用などを新規参入企業に負担させたり、再割り当てに伴う通信障害の発生などを理由に電波の再割り当てを阻害し、事実上の電波の私物化を行なっている。大手3社の電波の私物化にも目を向けるべきで、大手3社が国民の所有物であるはずの電波を私物化するために作った状況をそのまま鵜呑みにして評価し、制度を作るようなことがあれば、公正な市場の形成という面で極めてアンフェアになると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 電波の割当てに関しては、市場検証会議における市場検証の対象項目とはしていません。</p> <p>○ 楽天モバイルの参入等、移動系通信市場における市場環境の変化の影響に関しては、重点的検証の対象として、検証してまいります。</p>	無
意見 2-3 市場環境の変化に対し多角的な指標を分析することは、大きな変化が生じている移動通信市場の競争環境を把握するのに資するため、重点的検証の対象とすることに賛同。その際、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証し、問題となる行為が確認されれば、速やかに必要		

な措置を講ずることを要望。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天モバイルによる MNO サービス契約数の急速な増加、楽天モバイル以外の MNO による 廉価プランの提供開始、5G サービスの急速な拡大などを踏まえ、市場環境の変化に対して多角的な指標について分析することは、大きな変化が生じている移動通信市場の競争環境を把握するのに資すると考えるため、重点的検証の対象とすることに賛同いたします。 ・ その際、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証し、問題となる行為が確認されれば、速やかに必要な措置を講ずることを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 	無
<p>意見 2-4 法人向けサービスを前広に把握し、競争状況を分析することに賛同。 NTTコムとNTTコムウェアをNTTドコモの完全子会社とし法人分野を強化していくことに関して、市場動向の変化を注視し、公正な競争環境に問題が生じるおそれが確認された場合は、速やかに適切な措置を講ずることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人向けサービスを前広に把握し、競争状況を分析するために、サービス区分の整理・検討や市場規模や市場シェアの指標の算出を試みることは今後拡大が期待される法人向けサービスの公正な競争環境の確保に資することから賛同いたします。 ・ なお NTT 持株会社より NTT ドコモの完全子会社化に伴い、今後新制ドコモグループとして、NTT コミュニケーションズと NTT コムウェアを NTT ドコモの完全子会社化とし、法人分野を強化していくと表明されています(2020年12月25日:公正競争確保の在り方に関する検討会議第2回事業者ヒアリング)。この点、法人ネットワーク市場においても大きな変化が生じる可能性もあると想定されますので、総務省殿においては、市場動向の変化に注視いただき、公正な競争環境に問題が生じるおそれが確認された場合は、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検討会議報告書において、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されていることを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、必要な検証を行ってまいります。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 	無
<p>意見 2-5 IoT向け通信サービス市場に関し、引き続き市場画定の在り方の検討を深めていくことは、公正な競争による市場発展に寄与。IoT向け通信サービス市場においても、MNOとMVNO間でのイコールフットイングを確保する観点からの検証が重要。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ IoT 通信サービス市場は成長段階にあることから、今後も多くのステークホルダーによって市場構造が変化するものと想定されます。このことから引き続き市場画定の在り方の検討を深めていくことは、IoT 通信サービス市場における公正な競争による市場発展に寄与すると考えます。 ・ なおこれまでのスマートフォン向け通信市場では多くの MVNO と MNO 等との間で競争が活性化し、多様なサービスが創造され利用者利益も向上してきたと考えられるところ、IoT 通信サービス市場においても 5G-SA 時代の IoT を見据え、競争を活性化させるためには、MNO と MVNO 間でのイコールフットイングを確保する観点から検証を行っていくことが重要と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無

【株式会社オブテージ】		
意見 2-6 NTT 東西のローカル 5G と NTT ドコモ、NTT コムとの連携は、ローカル 5G 市場の公正競争を歪めるおそれがあるため留意が必要。総務省において市場動向を注視するとともに、公正競争に問題が生じている場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。		
<ul style="list-style-type: none"> ローカル 5G は今後の IoT 市場の発展・成長及び、地域の課題解決や改善に貢献し、地方創生に大きく寄与するものと想定されます。この点、多種・多様な事業者による公正な競争を促進することが重要であり、とりわけ市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制の対象事業者である NTT 東西のローカル 5G と NTT ドコモ、NTT コムとの連携はローカル 5G 市場において市場支配力を高め、公正競争を歪めるおそれがあるため留意が必要です。総務省殿においては、競争阻害的な行為が行われていないか市場動向を注視いただくとともに、公正競争に問題が生じている場合には早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オブテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ 毎年の検証の結果、問題が認められれば、既存ルール等の見直しについて検討を行っていくことになると考えております。 ○ また、ローカル 5G 事業に関しては、NTT 東西、NTT ドコモ及び NTT コムの間での連携状況等につき、確認を行うこととしております。 	無
意見 2-7 ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスに関し、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同。		
<ul style="list-style-type: none"> ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか等、公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オブテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	無
意見 2-8 固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について利用者意向を踏まえ分析することに賛同。電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、これまでの NTT とそれ以外の事業者との間の競争状況の分析等に加え、MNO グループとそれ以外の事業者との間の競争状況の分析を行うことを要望。		
<ul style="list-style-type: none"> 固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について利用者意向を踏まえ分析することに賛同いたします。 なお、NTT 東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においても MNO の存在感が急激に高まり、今や MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる 5G 時代においては、電気通信市場全体に対する MNO グループの市場支配力は一層高まっていく可能性があると考えます。 仮に、電気通信市場全体が MNO グループの協調的寡占になった場合は、全ての分野において料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性があります。将来にわたって、電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析等に加え、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析を行うことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オブテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御要望いただいた点も踏まえつつ、固定系通信市場と移動系通信市場との関係についての把握・分析を実施してまいります。 	無

<p>意見 2-9 各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に関して、より詳細な分析を行う必要があるとの方針に賛同。MN03社による廉価プランの提供について、公正競争上の問題がないか、総務省において分析・検証が必要。</p>		
<p>各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に関して、より詳細な分析を行う必要があるとの方針に賛同いたします。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（令和2年12月改定）では、電気通信事業者が設定する料金その他の提供条件について業務改善命令が発動されるケースとして、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」（PP. 39-41）が挙げられ、その具体例として、「独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること」（P41）や「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること」（同）が示されているところ、MN03社による廉価プランの提供についてこれらに該当する可能性がないか、貴省において分析・検証が行われるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御指摘いただいた点も踏まえつつ、市場動向の分析を実施してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-10 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響を検証するに当たり、サービスを切り替えない理由等を詳細に確認することに賛同。総務省及び関連事業者において、既往契約をできる限り早期に解消するため、各取組の前倒しでの実施を要望。</p>		
<p>「移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響を検証するに当たり（略）サービスを切り替えない理由等を詳細に確認すること」に賛同します。</p> <p>その理由の1つとして「囲い込み効果の高い既往契約」（「競争ルールの検証に関する報告書2021」P27）が挙げられ、これを解消することで事業者間のより公正な競争環境の実現に資すると考えられるから、これを解消することは喫緊の課題であると考えます。</p> <p>この観点から、利用者への影響にも配慮しつつその着実かつ最終的な解消に向けた具体的な取組がまとめられていると考えられる、今年9日に開催された「第24回 競争ルールの検証に関するWG」の資料2「電気通信事業法第27条の3不適合契約（既往契約）の早期解消に向けた取組の方針について」において示された方針案に強く賛同します。</p> <p>貴省及び関連事業者におかれましては、既往契約をできる限り早期に解消するため、ここで示された各取組の前倒しでの実施をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 電気通信事業法第27条の3第2項第2号に適合しない契約については、御指摘の方針に基づき、その早期解消を図るための「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」を情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会に諮問し、現在、当該省令案に対する意見募集を行っているところです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-11 MNPの利用数の推移について、各年の増減の背景も評価・検証できるようにする必要。</p>		
<p>モバイル市場における公正な競争環境の整備の観点から MNP 関連施策の効果や影響などにつき継続的に評価・検証を行うためには、MNP の利用数の掲載のみならず MNP の利用数増減要因等の調査・分析が行われるべきであり、事業者サービス間の代替性に関する指標のうち、携帯電話向け通信サービス市場における MNP の利用数の推移について、各年の増減の背景をも評価・検証できるようにする必要がありと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-12 移動系通信市場においては、法人向けサービスのみならず個人向けサービスについても同様に、電気通信事業者以外の事業者について、移動系通信市場と関連する市場において市場支配力を有すると認められる場合には、その市場支配力について考慮することが必要。</p>		

<p>本年次計画の「2 電気通信事業分野における市場動向の分析（2）法人向けサービスの実態把握の方針」において、「法人向けサービスを提供する電気通信事業者以外の事業者について、関連市場において市場支配力を有すると認められる場合には、その市場支配力について考慮する」と記載頂いたところですが、移動系通信市場においては、法人向けサービスのみならず個人向けサービスについても同様に、電気通信事業者以外の事業者について、移動系通信市場と関連する市場において市場支配力を有すると認められる場合には、その市場支配力について考慮することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ なお、年次計画4頁に記載のとおり、従来の通信サービスと比較的類似しているOTTサービスに関して、従来の通信サービスとの間の代替性について分析を行うこととしております。 	<p>無</p>
<p>意見 2-13 NTTドコモがNTTコム及びNTTコムウェアを子会社化することについて、NTTドコモは依然として市場支配的な事業者であり、法人領域において大きな影響を及ぼせることから、連携状況等の実態を引き続き確認していく必要。</p>		
<p>NTTドコモがNTTコミュニケーションズ及びNTTコムウェアを子会社化すると発表したことについて、NTTドコモは依然として市場支配的な事業者であり、法人領域において大きな影響を及ぼせることから、連携状況等の実態を引き続き確認していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討会議報告書において、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関し、市場検証会議における検証の強化の必要性が指摘されていることを踏まえ、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、必要な検証を行ってまいります。 	<p>無</p>
<p>意見 2-14 利用者アンケートは、実施方法によっては、市場変化の影響の検証や政策策定の根拠とするには不十分となるおそれがあることから、実施に当たって客観性の確保と適切な運用が必要。利用者アンケートを分析・検証のために用いるのであれば、適正の担保のため、アンケート対象者や内容の詳細を公開するほか、結果については規制内容の検討には用いず、市場画定のためにのみ用いるべき。したがって、年次計画案について修文を要望。</p>		
<p>利用者アンケートは実施方法によっては結果に偏りが出るものであり、市場変化の影響の検証や政策策定の根拠とするには不十分となるおそれがあることから、市場検証会議のそもそもの実施目的（※）に鑑み、実施にあたっては客観性の確保と適切な運用が必要であると考えます。</p> <p>（※電気通信市場検証会議 第1回 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針）</p> <p>効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとする。</p> <p>利用者アンケートを分析・検証のために用いるのであれば、実施方法・内容の適正性を担保するためにも、例えばアンケート対象者や内容についてより細分化した詳細を公開するほ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者アンケートについては、基本方針5頁に記載しているとおおり、市場動向の分析に当たって、事業者のサービス間の代替性に関する指標を補完するものとして、利用者アンケートを実施することとしております。 ○ また、利用者アンケートの結果は、適切な設問及び選択肢を設定すれば、市場画定のみならず競争状況の分析にも有用なものと考えておりますが、その前提として、利用者アンケートにおける客観性の確保が必要で 	<p>有</p>

<p>か、結果については規制内容の検討には用いず、市場画定のためにのみ用いるべきです。従って、該当の文言について、以下の通り修文すべきであると考えます。</p> <p>【修文案】 (前略) <u>客観性確保の為に実施手法・内容を細かく開示した上で利用者アンケート等を行い、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況や、各事業者のサービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由、サービスを切り替えない理由等を詳細に確認する。なお、利用者アンケートの結果はあくまで市場画定のみを目的として用いる。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>あり、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、年次レポートにおいて、アンケート対象者及び設問を公開することが適当と考えております。</p> <p>○ これを踏まえ、基本方針中、「3(2)②定点的に観測する指標」の5段落目(5頁)について、以下の修正を行いました。</p> <p>「利用者アンケートにおける具体的な質問項目については、各年度の年次計画において主な質問項目を定めた上で、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、確定することとし、<u>各年度の年次レポートにおいて、利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。</u>」</p> <p>○ また、年次計画中、「2(4)利用者へのアンケートにおける主な質問項目」の1段落目(4頁)について、以下の修正を行いました。</p> <p>「具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、<u>年次レポートにおいて、利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。</u>」</p>	
<p>意見2-15 ポイントサービスや決済サービス等の利用は、通信役務契約によって制限されるものではないことを踏まえた上で、電気通信事業分野への影響の分析の要否を含めて検討すべき。</p>		
<p>ポイントサービスや決済サービス等は利用者が状況に応じて複数のサービスを使い分けることが一般的であり、その利用は通信役務契約によって制限されるものではないと考えます。</p> <p>また、電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポートにおいて、「何らかの決済サービスを利用している者の方が利用していない者より、事業者を切り替えにくい傾向にあるわけではなかった。」と結論付けられており、それを踏まえた上で電気通信事業</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>○ 通信サービスに付帯して利用者提供されるポイントサービスや決済サービスが、現在利用している携帯電話サービスの切り替えの場面にお</p>	<p>無</p>

<p>分野への影響の分析の可否を含めて検討して頂くべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いて利用者には及ぼす影響のほか、新たに携帯電話サービスを選択する場面において利用者には及ぼす影響についても把握・分析を行うことが適当と考えております。</p>	
<p>意見 2-16 OTTサービスと従来の通信サービスとの間の代替性の検証だけでなく、電気通信通信事業者に与える他の影響も多角的に調査すべき。</p>		
<p>OTT サービスが電気通信通信事業者に与える影響は通信・メールの分野にとどまらないと考えます。例えば OTT サービスの仕様変更により電気通信事業者が対応を迫られる等その影響は多岐に渡ります。そのため、OTT サービスと従来の通信サービスとの間の代替性の検証だけではなく、電気通信通信事業者に与える他の影響についても多角的に調査するべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ OTTサービスと従来の通信サービスとの代替性に係る分析を行った上で、今後、電気通信市場における影響も含め、多角的な調査を行うことが適当と考えております。 	<p>無</p>
<p>意見 2-17 NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの又はそのおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべき。禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるもので「法人向けサービス」に関わるものについては、令和3年度検証から、法人向けサービスの実態把握に係る競争状況の分析等を行い、徹底した検証を行うべき。</p> <p>加えて、新ドコモグループの再編成に伴う法人事業の強化に関連する分析として、NTTドコモの法人携帯の契約数の推移の分析及びローカル5G事業に係るNTTドコモとNTTコム・NTTコムウェアの連携状況やNTTドコモとローカル5G事業者との連携状況等の確認が必要。</p> <p>また、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するにあたっては、法人サービスを利用する立場からみた市場状況、当該市場における優位性やサービス選定理由等を把握するために、当該法人サービスの利用者に対しても、ヒアリングやアンケート等を実施すべき。</p>		
<p>前述のとおり、年次計画（令和3年度）に基づく検証に入る前に、まず、NTT持株及びNTTドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの、又は、抵触・潜脱するおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべきと考えます。</p> <p>禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるもので「法人向けサービス」に関わるものについては、令和3年度検証から、法人向けサービスの実態把握に係る競争状況の分析等を行い、徹底した検証を行うべきと考えます。</p> <p>加えて、新ドコモグループの再編成に伴う法人事業の強化に関連する分析として、NTTドコモの法人携帯の契約数の推移の分析、及び、ローカル5G事業に係るNTTドコモとNTTコム・NTTコムウェアの連携状況やNTTドコモとローカル5G事業者との連携状況等の確認が必要であると考えます。</p> <p>また、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するにあたっては、法人サービスを利用する立場（サービスを利用する企業等）からみた市場状況、当該市場における優位性やサービス選定理由等を把握するために、当該法人サービスを提供する電気通信事業者だけでなく、当該法人サービスの利用者に対しても、ヒアリングやアンケート等を実施すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見0-3への回答のとおり、今年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、まずはその詳細を確認し、具体的な個別の連携行為について、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の例示も参照しつつ、必要な検証を行ってまいります。 ○ また、ローカル5G事業に関しては、NTT東西、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携状況等につき、確認を行うこととしております。 ○ なお、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方の検討に当たっては、電気通信事業者だけでなく、その 	<p>無</p>

<p>と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>利用者である法人における認識も確認する必要があると考えており、今年度以降、市場画定の在り方の検討を深めていく際に、法人向けサービスの利用者である法人に対するアンケート等を実施していくことになると思います。</p>	
<p>意見 2-18 通信モジュール市場における競争状況を的確に把握するには、単に「通信モジュール」の市場シェアを分析するだけでは不十分であり、留意点も踏まえたうえで、定量的な分析だけではなく、通信プレイヤー以外の事業者へのアンケートやヒアリング等の定性的な分析が必要。</p>		
<p>今回、移動系通信市場の部分市場として、携帯電話向け通信サービス市場及び通信モジュール市場をそれぞれ画定した上で、小売市場及び卸売市場の双方を検証対象市場とする方針が示されました。</p> <p>通信料金・データ容量・端末（デザイン・操作性）等を訴求するいわゆるハンドセット向けの市場と異なり、IoT 向け通信サービス市場における競争状況を的確に把握するには、単に「通信モジュール」の市場シェアを分析するだけでは不十分であり、以下のような留意点も踏まえたうえで、定量的な分析だけではなく、通信プレイヤー以外の事業者へのアンケートやヒアリング等の定性的な分析が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5G/IoT の本格的到来に向けて、一時点におけるシェアの大小だけでなく、シェアの変動の大きさやシェアの増減の傾向にも着目する必要がある。 ・自動車や農業等の産業側の発展・衰退やイノベーションの状況によりシェアが変動する部分と、純粋な通信部分での品質競争や価格競争でのシェアが変動する部分がある。 ・通信回線に求められる性質や IoT 機器/サービスにおける通信の比重の差異に留意する必要がある（お客さまのニーズにより、さまざまなデバイスやレイヤーの異なるサービスを組み合わせる必要があり、その中において通信はトータルソリューションの中の1要素に過ぎない）。 ・信頼性・低遅延・堅牢性が求められる「ミッションクリティカル IoT」（例：遠隔医療や自動運転等）と大量のデバイスが必要となる「マッシュ IoT」（例：センサー、スマートメーター等）が存在し、回線数の重みが異なる。 ・各 IoT 機器/サービスにおけるビジネスモデルの形態（小売か卸売かはビジネスモデルに依存）や、通信レイヤー以外の事業者における地位などにも着目する必要がある。 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ 御指摘の点については、令和2年度の年次レポートにおいても留意すべき点としていた事項であり、令和3年度以降の検証においても、引き続き留意すべき点であると考えます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-19 総務省は、NTT持株に対して次世代ネットワークのIOWN等の情報開示を適宜行わせるとともに、競争事業者との公平、透明かつ適正な接続が確保できる仕様となっているか継続的に状況を確認・把握することが必要。</p>		
<p>NTT 持株・NTT ドコモの研究開発機能の一体的運営により、NTT 東・西と NTT ドコモ・NTT コムとの間でネットワーク設備等の NTT 仕様による統一が行われ、競争事業者との接続条件に非平等性が生じるおそれがあることから、総務省は、NTT 持株に対して次世代ネットワークの IOWN 等の情報開示を適宜行わせるとともに、競争事業者との公平、透明かつ適正な接</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発競争の状況の把握の一環として、NTTグループが研究開発中である IOWN に関しても、その概要や開発状況等の把握を行う方針です。 	<p>無</p>

<p>続が確保できる仕様となっているか継続的に状況を確認・把握することが必要と考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ なお、令和3年10月29日付けの「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」において、NTT持株に対し、「今後、IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となるように取り組むこと」を要請しております。</p>	
<p>意見2-20 FTTH市場の分析については、MNOという一括りの見方で捉えるのではなく、NTTドコモ単独の動きに着目した上で、固定系通信市場と移動系通信市場との関係について把握・分析する必要。</p>		
<p>「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポート（案）」に対する意見募集の弊社意見でも述べたとおり、FTTH市場をMNO個社単位で見た場合、弊社は前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.3ポイントと低下傾向にあり、市場シェアで見ても、第1位、第2位のNTTドコモ20.1%、ソフトバンク11.2%と比べ、KDDIは3.2%（第5位）となっております。</p> <p>したがって、FTTH市場の分析については、MNOという一括りの見方で捉えるのではなく、ボトルネック設備を保有する卸元のNTT東・西のグループ会社であり、短期間のうちに市場シェアトップとなったNTTドコモ（ドコモ光）単独の動きに着目した上で、以下の観点から、固定系通信市場と移動系通信市場との関係について把握・分析する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競合他社であるKDDI、ソフトバンクは、約20年前からFTTH市場に参入している一方、NTTドコモは、2015年3月に「ドコモ光」を開始してから、わずか4年後にNTT東・西各社を抜きFTTH市場でトップシェアになっていること。 ・NTT東・西のサービス卸を通じて、NTT東・西の「フレッツ光」の顧客基盤の多くが「ドコモ光」に移行し、NTTドコモの顧客基盤に置き換わっていること。それに伴い、FTTHサービス市場におけるNTT東・西の市場支配力がNTTドコモに移転している可能性があること。 ・上記により、NTTドコモは、移動体通信市場・固定系通信市場の両市場で市場支配力を有する事業者となっている可能性があること。 <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>○ MNO各社においては、それぞれFTTHサービスの提供に係る状況等が異なっていることから、MNOとして一括りで市場分析することは適切ではなく、丁寧な市場分析を行った上で、固定系通信市場と移動系通信市場との関係についての把握・分析を実施する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

■ 3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 3-1 禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同。		
<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇が行われた場合は、競争環境に大きな影響を与える蓋然性が極めて高いことから、禁止行為規制の遵守状況等について確認を行うことに賛同いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 3-2 市場支配的なMNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いや接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態把握をより広く把握・検証することは、移動系通信市場における公正競争環境の確保につながるため、重点的検証の対象とすることに賛同。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、問題解決がなされるよう必要な措置を講じることを要望。		
<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的なMNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いや接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態把握をより広く把握・検証することは、移動系通信市場における公正競争環境の確保につながると考えますので、重点的検証の対象とすることに賛同いたします。 検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時問題解決がなされるよう必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方についての検討を行う前提として、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態についての把握・検証を実施してまいります。 	無
意見 3-3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認のため、NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合の推移等を重点的検証の対象とすべき。また、NTTドコモの上場廃止に伴いNTTグループ内のファイアーウォールが形骸化していないかの検証を引き続き実施していく必要。		
<p>電気通信事業者の業務の適正性等の確認のためには、適切なサービス卸料金を含めた条件設定について、NTT 東西の FTTH 契約数におけるサービス卸契約数の割合の推移等を、重点的検証の対象とすべきと考えます。</p> <p>また、NTT ドコモの上場廃止に伴い NTT グループ内のファイアーウォールが形骸化していないか、検証を引き続き実施していくことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御指摘いただいた点も踏まえつつ、電気通信事業者の業務の適正性等の確認を実施してまいります。 ○ なお、NTT東西のFTTH系契約数におけるサービス卸契約数の推移については、基本方針の別表4のとおり、市場動向の分析に当たって観測する指標として設定しております。 	無
意見 3-4 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、確認を行うことについて賛同。		
<p>接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、確認を行うことについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

<p>意見 3-5 非公開ヒアリング等に関して、少なくとも検証プロセスや結論の判断に至った経緯根拠については開示されるべき。したがって、年次計画案においてもその旨を明記すべき。</p>		
<p>禁止行為規制や公正競争条件の遵守状況は外形的には判断が難しく、本検証会議における「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」についての現状の確認方法や結果公表の内容も、その確認プロセスや判断根拠が不明瞭であり、競争事業者としては遵守状況に関する懸念が払拭できない状況です。</p> <p>非公開ヒアリング等で抽出した機微な情報の公開に関しては、健全な事業運営に支障が出るおそれがあるため困難であることは理解するものの、少なくとも遵守状況に関する「検証プロセス」や「結論の判断に至った経緯根拠」については、開示されるべきと考えます。この旨、公正競争確保に関する研究会 第7回（2020年10月11日）にて取り纏められた「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」においても、可能な範囲で公表を行うべきであると示されている認識です（※）。</p> <p>従って、本年次計画案においても、上記の旨に関して明記すべきであり、以下の通り修文すべきであると考えます。</p> <p>【修正案】 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」及び「NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認」については、基本方針で定めた確認項目を定点的に確認を行い、<u>可能な範囲で、ヒアリング項目や検証のプロセス・検証結果の概要と至った経緯について、公表を行う。</u></p> <p>（※参考 公正競争確保に関する検討会 報告書） 検証プロセスの詳細までは公開できないにしても、可能な範囲で、ヒアリング項目や検証結果の概要の公表などを行うことも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、年次計画 中、「3 電気通信事業者の業務の適 正性等の確認」の柱書2段落目（5 頁）について、以下の修正を行いました。</p> <p>「(略) 市場検証会議において非公開ヒアリングも実施する。<u>その際、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表などを行う。</u>」</p>	<p>有</p>
<p>意見 3-6 今年度の市場検証会議は、NTTグループの再編の動きを踏まえた検証を重視して行われるべきであり、現在重点的検証として記載されている事項に加え、「NTTグループ再編に伴う禁止行為規制・公正競争要件の遵守状況」についても注力して検証すべき。</p>		
<p>昨年末から現在にかけて電気通信市場においては、2020年12月29日に実施された日本電信電話株式会社（以下、NTT持株）殿によるNTTドコモ殿の完全子会社化や「ドコモグループ中期戦略会見（2021年10月25日）」において、NTTドコモ殿によるNTTコム殿の完全子会社化が公表される等、市場支配的な事業者とされているNTT東西殿、NTTドコモ殿に関連した大きな動きがあった認識です。</p> <p>公正競争要件のうち「出資比率の低下の必要性が薄れた」という判断については、確実な検証により担保されるもの（※参考）である以上、今年度の本検証会議はNTTグループの再編の動きを踏まえた検証を重視して行われるべきであり、現在重点的検証として記載されている事項に加え「NTTグループ再編に伴う禁止行為規制・公正競争要件の遵守状況」についても注力して検証されるべきと考えます。</p>	<p>○ NTTドコモ完全子会社化等による電気通信市場への影響等に関しては、検討会議報告書の内容も踏まえ、市場検証会議における検証を強化した上で継続的に実施していくこととしております。</p> <p>○ その際、年次計画において重点的検証項目とした項目だけでなく、定点的に検証する項目も通じて、NTTドコモ完全子会社化等による電気通信</p>	<p>無</p>

<p>(※参考 情報通信行政検証委員会) 「ドコモの完全子会社化（出資比率低下の緩和）の判断の妥当性は、行為規制が確実に機能しているかどうかの検証を確実に行うことにより担保される 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>市場への影響等に関する検証を行っていくものと考えております。</p>	
<p>意見 3-7 市場支配的な事業者として禁止行為規制の対象とされているNTTドコモとそれ以外のMNOは、明確に区別し検証を行うべき。 加えて、市場支配的な事業者において大きな動きがあった中、まずはその検証に注力すべきであり、重点的検証にMNO各社の検証を含める必要はない。</p>		
<p>「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表 6 (3) ③については、MNO 各社においても検証の範囲とする旨記載されておりますが、以下①～③の理由から、現状総合的な事業能力を測定するための諸要因を勘案し、市場支配的な事業者として禁止行為規制の対象とされている NTT ドコモ殿とそれ以外の MNO 事業者は、検証においても明確に区別し検証を行うべきと考えます。</p> <p>①現在、第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者のうち市場支配的事業者として、NTT ドコモ殿が指定され禁止行為規制の対象事業者とされていますが、これは「電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方（2016 年 4 月 27 日）」において示されている市場シェア及び諸要因（※参考）を総合的に勘案した結果であり、NTT ドコモ殿は依然とし 40%超の市場シェアを有するのみならず、事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力・ブランド力、共同支配、研究開発力等が強大且つその他公社時代から各種資産を引き継ぐ NTT グループの主要企業であること</p> <p>②NTT ドコモ殿はボトルネック設備を有する NTT 東西殿と NTT 持株殿の下で一定の資本関係を有していたところ、今回の持株完全子会社化により資本関係が強固になったこと</p> <p>③NTT ドコモ殿と NTT コム殿における法人事業やネットワーク等の事業統合が予定されており、さらなる競争力強化が見込まれていること</p> <p>加えて、2021 年 10 月 25 日の NTT ドコモ殿の記者会見にて発表された NTT コム殿の完全子会社化も含め、NTT ドコモ殿を取り巻く環境は大きく変化し始めており、昨年の NTT 持株殿の NTT ドコモ殿の完全子会社化のように公正競争確保の検討が後手に回っている状況です。市場支配的な事業者において大きな動きがあった中、まずはそちらの検証に注力すべきであり、今回の重点的検証に MNO 各社の検証を含める必要はないものと考えます。</p> <p>(※参考 電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方)</p> <p>例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏</p>	<p>○ 検討会議報告書においては、「市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、まずは、市場検証会議等の場において、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、さらなる検討を行っていく必要がある」と指摘されております。</p> <p>○ また、検討会議報告書においては、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に関し、「禁止行為規制で規律された特定関係法人との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより、規制の対象外となるという課題がある」ことから、禁止行為規制の規律の内容の在り方について検討する必要があると指摘されております。</p> <p>○ これらを踏まえ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方についての検討を行う前提として、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態につ</p>	<p>無</p>

<p>まえ、総合的に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（資本金、収益、従業員数） ・市場への影響力、ブランド力 ・製品・サービスの多様性 ・潜在的な競争の不在 ・技術上の優位性・卓越性 ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性 ・サービスや端末等の販売・流通における優位性 ・共同支配） <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いての把握・検証を集中的に実施するため、令和3年度の重点的検証の対象としております。</p>	
<p>意見3-8 ヒアリング詳細を「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用」に絞る必然性はなく、禁止行為規制に関する遵守項目全てに対してヒアリングの項目とすることが適当。したがって、年次計画案の修文を要望。</p>		
<p>市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制については、不当な競争を引き起こすおそれがある「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用」「特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い」「製造業者等への不当な規律・干渉（第一種指定事業者のみ）」行為について規制が為されており、本検証会議における遵守状況等に関する確認項目においても、それぞれの各行為に関して確認・検証が為されてきました。</p> <p>今年度の検証は、2020年12月29日に実施されたNTT持株殿によるNTTドコモ殿の完全子会社化や、2022年1月に予定されているNTTドコモ殿によるNTTコム殿の完全子会社化等、禁止行為規制の対象である市場支配的事業者を取り巻く組織再編・統合が進んでいることを踏まえると、ヒアリング詳細を「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用」に絞る必然性はなく、禁止行為規制に関する遵守項目全てに対してヒアリングの項目とすることが適当であると考えます。</p> <p>従って、以下の通り修文を要望します。</p> <p>【修文案】 基本方針別表5及び別表6の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、確認を行う。”</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 検討会議報告書においては、NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念に対する対応の方向性として、市場検証会議の非公開会合におけるヒアリングを通じた検証を行うことが提言されており、そのほか、例えばNTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念に対する対応の方向性としては、関係事業者等の協力を得て客観的なデータを取得し、それに基づいた検証を行うことが提言されていると承知しております。</p> <p>○ これを踏まえ、非公開ヒアリングにおいて確認を行う内容としては、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細を念頭に置いております。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-9 電気通信事業者の業務の適正性等の確認については、以下の観点からの確認・検証も必要。</p>		
<p>電気通信事業者の業務の適正性等の確認については、新ドコモグループの再編成や本年10月29日付けの「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」（以下、「総務省要請」という。）で、総務省がNTT持株に対し、電気通信事業法等に基づく規律及び累次の公正競争条件を遵守することを要請したことを踏まえ、以下①～⑤の観点からの確認・検証も必要だと考えます。</p>	<p>○ 御意見の①について、御指摘の点も踏まえながら、NTTドコモ及びNTTコムの間でのネットワークの一体化等に関し、必要な検証を行ってまいります。なお、局舎スペースの検証に</p>	<p>無</p>

① 局舎スペースの利用に関する検証

今後、NTT ドコモと NTT コムのネットワーク統合や PSTN マイグレーション等により、NTT 東・西局舎のコロケーションスペースや電力に空きが出るのが想定されますが、空きが出るという情報が事前に NTT グループ内で共有され、義務的コロケーションの正式な情報開示手続きの前に NTT グループに対してのみ一般コロケーション等で優先的に利用させることや、情報開示と同時に接続申込を行うなどの方法で潜脱的に NTT グループを優遇する懸念があるため、NTT グループと他の電気通信事業者が公平に取り扱われているかどうか、検証する必要がありますと考えます。

具体的には、ネットワーク統合等で空いたスペース（ラック数）の状況、当該スペースの利用事業者の状況、空きスペース情報開示から接続申込までの期間の検証等が考えられます。

NTT 東・西が提供する義務的コロケーションスペースは、NTT 東・西の局舎以外に、NTT コムが所有する局舎にも存在しておりますが、今後、NTT ドコモと NTT コムのネットワーク統合により、NTT コム局舎の廃局や NTT ドコモへの譲渡が行われる可能性があります。

当該 NTT コムの局舎が廃局となる場合、NTT 東・西の義務的コロケーションスペースも提供終了となりますが、義務的コロケーションの提供終了は、提供終了前の需要及び将来需要に見合った対策（周辺の NTT 東・西局舎での代替等）とセットで行われる必要があると考えます。また、当該 NTT コムの局舎が NTT ドコモに譲渡された場合、引き続き、NTT ドコモ局舎で義務的コロケーションが提供される必要があると考えます。

NTT 東・西局舎の廃局含め、義務的コロケーションの提供終了については、他の電気通信事業者の事業運営に及ぼす影響が大きいことから、義務的コロケーションの提供終了件数、提供終了理由及びその後の対応状況の確認・検証を行うことが必要です。特に、周辺の NTT 東・西局舎での代替の際に、NTT グループにのみに事前にコロケーションスペースを確保する等、不当な優先的取扱いが行われていないか徹底して検証を行う必要があると考えます。

総務省要請で局舎スペースの利用に関する検証に必要なデータとして、スペース又は電力について、Dランクが一定期間（前年9月末日時点で、3年以上）継続している NTT 東・西局舎及び直近1年間（前年10月から当年9月）にCランクからDランクとなった NTT 東・西局舎に関するデータの提出が求められておりますが、残りソースの少ないCランク等についても NTT 東・西による不当に優先的な取り扱い等が行われるおそれがあることから、スペースや電力のリソースがDランク（空きなし）となっているビルのみならず、順次、検証の対象をCランク等に拡大していくべきと考えます。

なお、これらのサンプリングによる実態調査により不適切な事例を把握した場合は、是正措置を講じるとともに、他の局舎でも同様に不適切な行為が行われていないか徹底した全件調査を実施する必要があると考えます。

関しては、今後、必要に応じて、検証の対象を拡大していくことになると考えます。

- 御意見の②について、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。
- 御意見の③及び④について、「NTT コムのネットワークがNTT ドコモに移管された日」は、NTT ドコモによる NTT コムの子会社化の実施日ではなく、NTT コムのネットワークの NTT ドコモへの移管の実施日（複数回に分けて移管する場合には、その初回の実施日）と考えております。
- 御意見の⑤について、基本方針の別表8にも記載のとおり、NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認の一環として、NTT グループにおける共同調達に関し、市場検証会議において、継続的に検証を行っていくこととしております。

<p>② <u>NTT 東・西における各種手続についてのリードタイム検証</u> NTT 東・西における各種手続に要する日数について、他の電気通信事業者に比して NTT グループの手続きに要する日数が短い等、不当な優先的取扱いの有無を検証するためには、当該日数の平均日数に加え、当該日数の分布まで把握した上で、検証を行う必要があると考えます。</p> <p>③ <u>NTT 東・西におけるネットワーク調達取引の検証</u> 総務省要請で、調達取引の検証に必要なデータとして、NTT コムのネットワークが NTT ドコモに移管された日以降の期間における県間伝送路設備の調達に係るデータの提出が求められていますが、新規の調達に係るデータのみならず、既存の県間伝送路の移行状況等も含めて（譲渡に伴う再調達の有無等の確認も含めて）取引状況の継続的な確認が必要と考えます。</p> <p>また、NTT コムのネットワークが NTT ドコモに移管された日がいつ時点を指すのか不明確であるため、移管された日を起点とするのではなく、NTT ドコモによる NTT コムの子会社化時点を起点として明確化すべきと考えます。</p> <p>④ <u>累次の公正競争条件の遵守</u> 総務省要請において、「NTT 東西と NTT コムとの間の累次の公正競争条件について、NTT コムのネットワークが NTT ドコモに移管されるのであれば、新たに、NTT 東西と NTT ドコモとの間においても遵守される必要がある」とされていますが、NTT コムのネットワークが NTT ドコモに移管された日がいつ時点を指すのか不明確であり、いつから NTT 東・西と NTT コム間の公正競争条件が、NTT 東・西と NTT ドコモの間においても遵守されるのかが曖昧になることから、移管された日を起点とするのではなく、NTT ドコモによる NTT コムの子会社化時点を起点として明確化すべきと考えます。</p> <p>⑤ <u>共同資材調達の扱い</u> 総務省要請で「共同調達を実施する際には、『日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針』（令和2年8月総務省策定）にのっとって対応すること」とありますが、電気通信市場検証会議において、当該共同調達指針で求められる措置を講じているか等、継続的に公正競争に与える影響を検証し、必要な対応を講じていくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 3-10 NTT 持株及び NTT ドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するもの又はそのおそれのあるものの有無について判断を明確に示すべき。禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるものについては、令和3年度検証から徹底した検証を行うべき。</p>		
<p>前述のとおり、年次計画（令和3年度）に基づく検証に入る前に、まず、NTT 持株及び NTT</p>	<p>○ 意見 0-3 への回答のとおり、今</p>	<p>無</p>

<p>ドコモは、今回の新ドコモグループの再編成に係る詳細情報を電気通信市場検証会議の場で説明し、総務省は、それらの連携や統合等について、禁止行為規制に抵触・潜脱するものがないのか、又は、抵触・潜脱するおそれのあるものがないのかについて判断を明確に示すべきと考えます。</p> <p>禁止行為規制に抵触・潜脱するものは、総務省は当然に、電気通信事業法第30条第5項に基づき、NTTドコモに対して、当該行為の停止又は変更を命ずる必要があります、また、禁止行為規制に抵触・潜脱するおそれのあるものについては、令和3年度検証から「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の項目でも、徹底した検証を行うべきと考えます。</p> <p>特に、以下に例示する行為については、禁止行為規制で禁止される「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」※に該当、又は、禁止行為規制を潜脱する行為であると考えます。</p> <p>※出典：「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（公正取引委員会・総務省 令和2年12月18日）</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモとNTTコムの法人営業の一体化や統一法人事業ブランド「docomo business」による一体的な営業による排他的な業務。 ・NTTコムのネットワークをNTTドコモに移管・一体化させることにより、従来のNTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内での取引に内部化されるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制からNTTコムが外れる問題。 ・NTTぷららをNTTドコモに統合することにより、従来のNTTぷららとの間の取引がNTTドコモ社内での取引に内部化されるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制からNTTぷららが外れる問題。 <p>また、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化によって、NTT東・西とNTTドコモの資本的関係が強化されたことに伴い、NTT東・西の禁止行為規制・特定関係事業者制度に関する遵守状況やサービス卸に関する対応状況について、禁止行為規制・特定関係事業者制度に抵触するおそれのある行為や「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に抵触するおそれのある行為の把握も含めて、今まで以上に検証を徹底すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>年度以降、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の一体化及びネットワークの一体化に関して、まずはその詳細を確認し、具体的な個別の連携行為について、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の例示も参照しつつ、必要な検証を行ってまいります。</p>	
<p>意見3-11 禁止行為規制の対象となる事業者は、収益シェアの推移やシェアの格差等を勘案し、NTTドコモが指定されているが、MNO各社のシェアについては特段の変化がない。</p> <p>二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方を検討する際には、二種指定設備制度と禁止行為規制における規律の根拠や趣旨の違いも踏まえて検討すべき。特に、MNOとMVNO間のイコールフットイングを目的に検討するのであれば、規律の趣旨を踏まえれば、禁止行為規制ではなく、二種指定設備制度の中で検討するのが適当。</p>		
<p>ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する情報通信審議会答申のとおり、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）が対象</p>	<p>○ 御指摘の点も踏まえながら、市場支配的な二種指定事業者に対する禁</p>	<p>無</p>

である第二種指定電気通信設備制度（以下、「二種指定設備制度」という。）においては、二種指定事業者はあくまでも接続協議において交渉上の優位性を有する者であり、必ずしも市場支配力を有する者として位置付けられているわけではなく、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者のみに対し、禁止行為規制が課される制度であると理解しています。

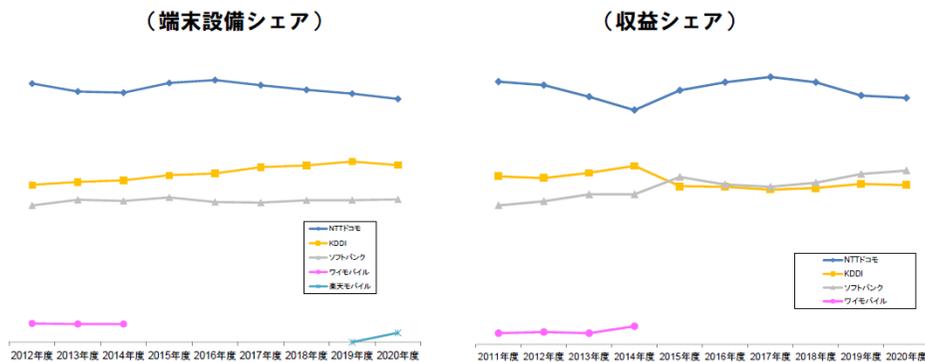
これまで禁止行為規制の対象となる事業者は、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（平成28年3月29日）に基づき、収益の額の市場に占める割合（市場シェア）の推移や市場シェアの格差等【下記グラフ参照】を勘案し、NTTドコモが指定されていますが、MNO各社の市場シェアについては特段の変化がないと理解しております。

二種指定設備制度は接続交渉上の優位性による不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を防止する趣旨である一方、禁止行為規制は市場支配力の濫用による電気通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害を未然に防ぐ趣旨であり、規制の目的を異にしていることから、二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方を検討する際には、二種指定設備制度と禁止行為規制における規律の根拠や趣旨の違いも踏まえて検討すべきと考えます。

特に、MNOとMVNO間のイコールフットイングを目的に検討するのであれば、規律の趣旨を踏まえれば、禁止行為規制ではなく、二種指定設備制度（接続ルール等）の中で検討するのが適当であると考えます。

出典：電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポート（令和3年8月）

【図表1-26】携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェアの推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告に基づき作成

【KDDI 株式会社】

止行為規制の対象事業者についての検討を行う前提として、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態についての把握・検証を実施してまいります。